

第五十五回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第十二号(その一)

昭和四十二年五月十六日(火曜日)
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 小宮山重四郎君

理事 砂田 重民君

理事 村山 達雄君

理事 渡辺美智雄君

理事 只松 祐治君

理事 広沢 賢一君

理事 村山 喜一君

理事 山田 耻目君

理事 永末 英一君

理事 田中 昭二君

理事 小沢 辰男君

理事 岩尾 一君

理事 大蔵省主税局長 塩崎 潤君

理事 大蔵省主税局長 泉 美之松君

理事 通商産業省石炭局長 井上 亮君

理事 大蔵省主計局次官 岩瀬 義郎君

理事 大蔵省主計局次官 植松 守雄君

理事 大蔵省関税局長 植松 守雄君

理事 大蔵省関税局長 植松 守雄君

理事 大蔵省関税局長 植松 守雄君

理事 大蔵省関税局長 植松 守雄君

理事 大蔵省関税局長 植松 守雄君

理事 大蔵省関税局長 植松 守雄君

理事 大蔵省関税局長 植松 守雄君

理事 大蔵省関税局長 植松 守雄君

理事 大蔵省関税局長 植松 守雄君

理事 大蔵省関税局長 植松 守雄君

理事 大蔵省関税局長 植松 守雄君

理事 大蔵省関税局長 植松 守雄君

出第一一四号(予)
同月十五日

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため、の日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一一九号)(予)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

印紙税法(内閣提出第三四号)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九一號)

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

石炭対策特別会計法案(内閣提出第四五号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案、印紙税法、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

印紙税法

○内田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。小沢政務次官。

○小沢政務次官 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案に

ついて、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和四十二年度税制改正の一環として、さきに提出いたしました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案等の諸法案に引き続き、企業の体質改善の促進、輸出の振興、社会開発の促進等に資する特別の措置を講ずるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案について、その大要を御説明申し上げます。

この法律案の内容は、当面の政策上の要請にこたえて新たに税制上の特別措置を講ずるものと、既存の特別措置につき実情に依じて整理合理化あるいは期限の延長等の措置を講ずるものと二つに大別されますが、まず、特別措置を新設したもののについて申し上げます。

第一は、企業の体質改善を促進するための措置を講ずることです。すなわち、資本の自由化に即応して、国内技術の開発の緊要性に顧み、企業が試験研究費の支出を増加した場合に、その増加額の二五%相当額を税額控除することとするなど、紡績業及び繊維業の構造改善対策並びに石炭鉱業の再建整備対策の一環として、それぞれ所要の措置を講ずることとしております。

第二は、中小企業の体質強化のための措置であります。すなわち、中小企業の機械等の割増し償却について、その適用対象に協業組合を加えるとともに、特定の指定業種については中小企業としての従業員基準を緩和するほか、中小企業の協業化の促進、中小漁業の振興、肉用牛の緊急増産等の要請にこたえて、それぞれ新たに特別の措置を講ずることとしております。

第三に、輸出の振興に資するため、輸出取引に

関して企業が海外支店等で支出する交際費を否認の対象から除外するとともに、輸出割増し償却制度の対象取引に外貨を対価とする測量請負等を加えるほか、輸出等の証明手続の簡素化を行なうこととしております。

第四には、社会開発の促進をはかるため、公害防止施設や都市交通緩和のための私鉄の都心乗り入れ施設等について特別償却制度を新設することとしております。

第五は、土地対策及び住宅対策の充実をはかるための措置であります。すなわち、譲渡所得の課税について、取用等の場合には一千二百万円の特例控除を行ない、また、特定の住宅地造成事業の場合には三百万円の控除制度を新設するとともに、特定の住宅貯蓄契約に基づいて貯蓄をした場合には、その貯蓄額の四%相当額の税額控除を行なうほか、従業員が勤務先から受ける住宅借入金に金に対する利子補給金について課税しないこととしております。

以上のほか、日本万国博覧会に出席する企業について出展準備金、特定の森林施業計画に基づく山林の伐採等について森林計画特別控除または計画造林準備金を新設する等の措置を講ずることとし、また、税制においても金融政策と並んで景気調整措置の採用が必要とされる状況に顧み、景気過熱の期間において、一定の基準により法人税の延納利子税率の引き上げや合理化機械の特別償却の停止繰り越しを行ない得ることとしております。

次に、特別措置の整理合理化、適用期限の延長等の関係について申し上げます。

第一に、利子所得及び配当所得に対する課税の特例につきましては、貯蓄に及ぼす影響等を考慮しつつ漸進的な措置を講ずることとし、それぞれ

五月十三日

資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提案)

第一類第五号

大蔵委員会議録第十二号(その一) 昭和四十二年五月十六日

特別税率を五%引き上げて、その適用期限を昭和四十五年三月末日まで延長することとし、また、この改正と関連して新たに割引債券の償還差益についてその発行時に五%の税率による所得税の源泉徴収を行なうこととしております。

第二に、交際費の損金不算入制度につきましては、交際費の節減をさらに進めるために交際費が前年同期より増加した場合には、その超過額のうち前年同期の五%をこえる部分の全額を課税する一方、前年同期より減少した場合には、その減少額相当額を否認対象額から控除するという合理化を加えた上、その適用期限を昭和四十四年三月末日まで延長することとしております。

以上のほか、適用期限の到来するその他の特別措置については、開発研究機械の特別償却制度のように新規の措置に吸収するもの、あるいはまた、航空機の国内乗客に対する通行税の軽減措置のように他の政策上の必要等に基づき廃止するものを除いて、実情に応じ簡素化ないしは合理的改定を加えた上、あるいは現行制度のまま、その適用期限を延長することとしております。

なお、以上のほか、税制簡素化の見地から利益処分による特別償却及び準備金の設定の道を開く等、所要の整備合理化を行なうこととしております。

次に、印紙税法案について申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、印紙税の税負担が最近における所得及び物価水準に適合するものとなるよう、その税率及び免税点について所要の調整を行ない、あわせて課税範囲の整備合理化等、制度全般にわたっての合理化をはかるため、印紙税法の全文を改正することとしてこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容についてその大要を申し上げます。

第一に、税負担の調整合理化及び課税範囲の整備合理化について申し上げます。現行の印紙税法による税率及び免税点はおおむね、昭和二十九年以降据え置かれておりますが、その後の所得及

び物価水準の推移を考慮して、定額税率を原則として現行の二倍とし、階級定額税率の適用範囲の若干の拡大や階級区分の組みかえによる税率の調整を行なうほか、免税点を原則として二倍ないし三倍に引き上げること等により印紙税の負担の調整合理化をはかることとし、また、課税対象の明確化に資するため、財産権の得喪変更に関する証書、帳簿はすべて網羅的に課税対象といたしております。現行法的方式を改め、課税文書を限定的に掲名する限定列挙課税的方式を採用することとしたしております。なお、これに関連して、現行法では一通の文書で同時に二以上の課税物件に該当するものにつきましては、原則として複数の課税物件として課税することとされておりますが、これを一通の課税文書として課税することとする等、所要の規定を整備することといたしてあります。

第二に、納付方法の合理化につきましては、印紙を張ることにかえて税務署長の承認を受けて書式表示をする場合の現金納付の手続を、現行の事前納付から事後申告納付に改めることといたしてあります。

第三に、罰則の整備合理化について申し上げます。まず、印紙を張らず、または印紙に消し印をしない等の印紙税法違反について、現行法は刑法総則の適用を除外して、故意過失を問わず刑事罰の対象としておりますが、これを改め、刑事罰の対象は刑法総則の原則に従い、故意犯のみに限定することといたしてあります。また、印紙税を国税犯則取締法による通告処分制度の対象外とする一方、印紙による印紙税の納付の確実な履行を担保するため、課税文書に相当額の印紙を張らず、また印紙に消し印をしない場合には、新たに、過意税を課することといたしてあります。この過意税の額は、相当印紙が張っていない場合には、その不足税額とその二倍相当額との合計額、すなわち不足税額の三倍、消し印をしない場合には、その印紙の額面相当額とし、いずれも最低額は五百円としてあります。

第四に、現在かたかなの文語体であります印紙税法の全文をひらがな口語体に改めるとともに、印紙税の納税地その他所要の規定の整備合理化をはかり、また、印紙税法の全文改正に伴い、国税通則法その他の関係法律について、所要の改正を行なうことといたしてあります。

なお、この法律案は本年六月一日から施行し、七月一日以後に作成される文書について適用することとしてあります。

最後に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における職員の旅行の実情等にかんがみ、外国旅行における日当、宿泊料、移動料等の定額を改正する措置等を講ずるものであります。

次に、改正の要点を御説明申し上げます。

日当、宿泊料及び食卓料につきましては、最近における宿泊料金の実態等を考慮し、法律の別表を改正して、その定額を約一割五分程度引き上げることといたしてあります。

移動料につきましても、職員の赴任の実態等にかんがみ、現行定額を約五割程度引き上げるほか、特に多額の運賃を必要とする場合等における現行の加算割合を引き上げることといたしてあります。

また、旅費の支給区分につきましても、内閣総理大臣等のうち「その他の者」に該当する職員の一部について、その区分を國務大臣担当とするほか、その他所要の改正を行なうことといたしてあります。

以上が、租税特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○内田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は、後日に譲ります。

○内田委員長 次に、税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案、石炭対策特別会計法案、右両案を議題といたします。質疑の通告がありますのでこれを許します。只松祐治君。

○只松委員 私は、常日ごろ税制の近代化、民主化、これはイコール政治、行政への信頼、こういうものと一体をなすものである、したがって、税務行政というのは、強圧的であつたりあるいは秘密的であつたり不公平であつたり、そういういろいろなきことがあつてはならないということを繰り返して申し上げてきております。それでもなおかつ現在の税務行政というのは、まだまだ非近代的なものあるいは非民主的なものが多い。したがって、強制的、命令的に傾いておる傾向が非常に強いと思う。長官は、いまの税務行政に満足しておられますか、それとも、まだまだいろいろの問題点がある、こういうふうにお思ひになっておられますか。

○泉政府委員 お話のように、税務行政につきましては、特に所得税、法人税、相続税等に申告納税制度がとられて二十二年を経たまゝにまゐつております。その間、相当の改善、合理化ははかられたものと考へておりますが、しかし、まだまだ税務行政については多くの問題点があることは御存じのとおりであります。私もいろいろと考へておりました。これらの問題点につきましても鋭意努力して解決していかなければならない、このように考へております。

○只松委員 これを一挙に直すのはなかなか容易ではないことは御説のとおりでございますけれども、これは国民に對しても、あるいは子供の教育その他を見ましても、そういう原則というのはあまり変わらないわけですが、上から強圧的にやるほうがいいのか、あるいは自発的に国民の自覚というものを促してやっていた方がいいか。ややとすると、行政官の立場からすれば、これを命令的、強制的ということのほうが手とり早いものですから、どうしてもそういう傾向に流れがちで

でございます。しかし、民主主義の社会においては、何と申しまして、国民個々人がそういう認識を深めて、意識を高めていくということが、結論的にはいい税務行政が行なわれる、税務行政は政治的にもいい政治が行なわれる、こういうことになるわけでございます。したがって、公平とか応能とか、いろいろ税務上の原則がございまして、一般的に国民の自主的な、特にわが国の納税制度は申告制度という、そういう自主性を重んじる原則が確立されておるわけで、私もそう思いますが、長官もそのようにお思いになりますか。

○泉政府委員 お話のように、わが国の税制におきましては、所得税をはじめとする直接税のみならず、間接税についても原則として申告納税制度になっておるわけでありまして、現在の税の執行を円滑にやっていく上におきましては、何といたしまして、納税者に協力を求める、納税者の納税意欲の向上によって円滑な税務行政をやっていくのが望ましい、このように考えておるのであります。

○只松委員 そういたしますと、税務上の一つの原則に秘密主義というのがございます。税務署で調査された案件等はもちろんでございますけれども、税務を執行する場合でも秘密通達というものがあつて、なかなか一般国民が知られない、税務行政だけが知つておる、そしてそれによつて行なつていく。そういったしますと、国民は知らないで税務行政だけが知つておるわけですから、これは当然に強制的にならざるを得ない、こういう形になるわけですが、この税務行政の秘密主義というもののついでにどういふふうにお考えになっておりますか。

○泉政府委員 税務行政の秘密主義とおっしゃいますが、問題が二つあると思ひます。一つは、税務職員がその職務の執行上知り得た秘密は保守義務がありまして、これは守らなければならぬ、これを犯すと罰則の適用があるわけでありまして、この点は秘密主義といわれるかもし

れませんが、あくまでも納税者のために秘密を守つていかなければならない、こういう面でございます。

と同時に、執行の面におきましては、現在は申告納税制度でありますから、できるだけ税務の執行についての解釈の内容は納税者に明らかにしていく、この面では、できるだけ秘密を持たないで、納税者にすべてを明らかにして、納税者に有利な面などについては進んで納税者に教えていく、こういう態度が必要だと思つておられます。したがつて、その間かなりの差があるわけでありまして。

そういう意味では、現在はいわゆる過度の秘密通達というものはだんだんなくなつてきております。課税の内容、解釈についての通達は公開するように進めてきておるところであります。

○只松委員 納税者のための知り得た問題の秘密を守つていくということには、私はそれなりの必要もあるかと思ひます。しかし、後段の税務執行上の秘密というのは、本来これはなくするの

がほんとうだと思ひます。そこで、たとえば、十一日でしたか、何か判決がございましたね。職員が執行上の秘密を漏洩した、こういうことで争ひになつたわけですが、判決はこれを無罪にして、本来、税務行政上秘密というものはあり得ないものだ、税務行政というものは、国民にすべて明らかにすべきが本来の任務だ、こういう判決がおりておる。これに対してどういふふうにお考えになるか。

○泉政府委員 お話のように、先般、大阪地方裁判所におきまして無罪の判決があつたわけでありまして、その判決理由書につきましてはまだ詳細のものを入手いたしておりませんので、私もその上でいろいろ検討したいと思つております。ただ、いままではいわゆる所得標準率表と所得の効率表、この二つにつきましては、これを公表することが、かえつて納税者を感じたり、適正な申告をする上において障害となるのではない

かという見地からいたしまして、秘密の文書というところに取り扱つてまいつておるわけでありまして、もつとも、この前当委員会におきまして横山委員の御質問にお答えいたしましたように、所得標準率表の中には、たとえば農業所得の標準率のように公開いたしておるものもございまして、あるいは、明確に公開はいたしておりませんが、ある程度相手方に知らせるような措置をとつておるものもあつた。これは、そういった標準率表の性格からいたしまして、納税者の協力を得るためには公表したほうがいいと思はれるものについてはある程度そうした措置をとつておるわけでありまして、営業の標準率というところになりますと、いろいろ問題がございまして、現在も秘密ということにいたしておりまして、いわゆる、効率表のほうは、納税者の申告について税務職員がその申告の適否を判断する一つの資料として使うものでありますから、これを納税者に公表すべきものではないという考えをとつてきておるわけでありまして。

しかし、裁判所のほうの判決がございましたので、その判決理由書を十分検討いたしました上で今後のわれわれのあり方というものを考えてまいりたい、このように思つておる次第であります。○只松委員 よく検討しなければならぬということですが、もうだいたい日にちもたつておりますし、どうですか、いまの感じとしては――考えがやなくて、感じ程度でもいいのですが、あなただのほうで控訴するということはないのですか、それとも、なるほどこれは判決が当然で、公開を原則とすべきだ、こういうふうにお考えになつておるか。長官からあらねば、政治的に、政務次官からでも政府側のお考えをお聞かせいただきたい。

○泉政府委員 まだ判決理由書を入手いたしておりませんので正確にお答えできないのでありますが、私どももいたしましては、なるほど裁判所がいうように、租税法律主義の精神からいふと、納税者との間に秘密を持つべきでないという気持ち

はわかりますけれども、現在の税務行政の執行段階といたしましては、所得標準率表を公表していいということについては問題があると思つておりますので、現段階におきましては控訴せざるを得ない、このように考えております。

○只松委員 裁判のことでありますから、ここで論議すべきではなくて、司法権のところでも論議していいわけですが、いま長官も言つたように、租税法律主義という原則に立つた場合には秘密というものはあり得ないというのが租税法定主義の原則だろ

うと思ふ。たとえば、サラリーマンにとりましては、これは秘密というのではないわけですね。月給も公開されておるから、とにかく明らかにされておる。それからそれに対する税率その他の点も明らかにされておる。一番主要な収入源になつておる勤務所得税、源泉所得税というのは公表されておる。ここに秘密はない。あるのは結局法人税――法人税も本来あるべきではないのですが、ある。それから青色、白色の申告所得、こういう事業所得を中心としたもの、この面から見ても、やはり関西のほうで裁判が行なわれております。源泉所得税は本来あつたふうな源泉で徴収すべきでないというところを中心とする違憲訴訟が行なわれておりますね。人員といふ金額といふ、一番多い源泉所得税、勤務所得税は公開されているけれども、その他のものは、いま言われたように、まだ、判決がおりても控訴をしたい、こういう気持ち、したがつて課税標準なんかにについては秘密を守りたい、こういうことのようにです。これらはやはり同じ国民に対する不平等という不公平といひますか、片一方は勤務所得者である、片一方は事業所得者である、こういうことによつて不公平が生じやしないか。どうですか。

○泉政府委員 おことはでございますが、この租税法律主義と申しますものは、課税者がだれであり、何が課税標準であり、税率が幾らになつており、いつまでに幾らの金額を納付しなければならぬか、このことを法律上明らかにしておくこ

とが大切だということだと思つておられるのでありまして、その課税標準に所得をとつておられるのが所得税でありまして、その場合、その課税標準である所得を計算するに、給与所得の場合のように、定額で支給されます関係上、非常に計算が容易であるという性格のものもあります。事業所得のように、収入に必要な経費といふことからいいたしまして、収入に入るべきものの範囲あるいは所得経費として認められるものの範囲、こういったものについてなかなか計算が容易でない性格のもの、このように分かれると思つておられます。

なお、大島教授が違憲訴訟を提起しておられますのは、給与所得の場合に、現在所得控除しか認めておりませんけれども、これ以外に必要な経費として認めるべきものがあるのではないかと、それを認めてもらいたい、御自分のいふような経費から主張して、そういうのを認めてない現在の所得税の制度は違憲である、こういうような意味で訴訟を提起されておられるのであります。

したがいまして、そういうふうには、課税標準である所得の計算がかなり簡単にできる場合と、事業所得のように、必ずしも簡単にできない、しかし、所得といふものの範囲は課税者がかなりわかっているはずだ、そういうものにつきまして、第三者である税務官吏がその人の所得が幾らであるかといふことを明らかにしていく過程におきまして、収入支出が明確に記帳されておりますれば簡単なのであります。そういう記帳がないという場合に、その人の所得が幾らであるかといふことを推定して計算していく、これが非常にやっかいになるわけでありまして、その過程といたしまして効率表を用いてその申告の適否を判断し、この税度の施設及び従業員があるならば大体所得はどれくらいあるのが普通である、それに比べて、この人の場合は適正な申告になっているかどうか、それを考える、その効率表から見て適正でないと思われれば場合に突つ込んでいく、収入金入支出について検討していく、その場合、収入金額がつかめればそれに標準率を適用してある程度

の所得の推定ができることになるわけでありまして。

そういう意味で効率表、標準率表を使つておられるので、こういうものをあらかじめ公表いたしますと、かえつて納税者は、それによつて申告をしなければならぬといふふうには義務感を感じ、適正な申告納税の執行上かえつて弊害を生ずることになりはしないかといふ心配からいたしまして、現在公表しないといふ措置をとつておられるわけでありまして。

したがって、裁判所のほうの判決の理由は、そういうものを秘密としておることの形式的な理由はわかるけれども、その秘密が刑罰をもつて臨んでいかなければならぬほどの秘密であるかどうかといふことについて問題であるといふことを問題にされておられるのであります。しかし、私どもといひましては、税務職員がそうした標準率表、効率表を漏らすといふことは行政の秩序を乱すことになりまして、好ましくないと考えておる次第であります。

○只松委員 私、判決は一例として聞いているので、判決だけの論議をしようと思つていふに、税務行政全般として、俗にいへば、もう少し明るくといひますか、公開を原則としたほうがいいんではないか。まだあまりに秘密というか、暗いというか、税務署にいられたんじやという、こういう国民の風が国税庁なり税務署に対して蔓延していきやしないか、こういうことを言おうとしておるんですよ。

ただ私はこの判決にもちよつと気になりましたから聞いておるわけですが、きようは税制の簡素化の問題ですから、そういうものの一つの税務行政上のポイントとして、日本の税務行政で一番問題になっているのは秘密主義じやないか。いまおっしゃいましたが、確かに、原則は、基本的な問題は法律に定められておる。ところが、それを税務行政上執行する場合にいろいろ国税庁当局でおきめになっておる。私たちが、通達なり、あるいは

は通達だけじゃない、各署長あたりが、あとでもお聞きしますけれども、かつてな、あるいは上の了解を得ているか知りませんが、署長あたりが自由に解釈するの、いろいろな通達を出す、こういうところから、結局、国民が税務署はおつかないと言つたり、何か暗いと思つたり何かしてゐるわけですね。だから私は、そういうものではなくて、国民に納税意識といふものを、これは別個の形で――昔は兵役、納税、教育という三大義務といふのがありましたね。こういう形でなくて、やはり国民に対して、日本国家をささえていく基本になる納税といふものに対してもっと認識を深めさせたいだらう。そういう認識を深めさせると同時に、もっと明るく、公開を原則として、十

万円も上げたこれだけですよ、百万円も上げたこれだけですよと、ある程度の基準でも示して、こういうふうにもうけたら、利潤があつたならこうやって納めるのですよ、こういうものを明らかにしていく。そのかわり、それに反して、大きな悪質な脱税やなんかを行つた場合には、それは厳罰でいく。こういうふうにもっと公開をすると同時に――私はいまの罰則も軽いとは思いません。思ひませんけれども、ある面ではもっと強くしてもいいかと思ふ。結局、いまの税務行政というのは、国民と国とで、だましつて、追つかけておるわけですよ。よくは泉さんといへどもそれを否定はなさらないと思うのです。私たち議員だつて、国民の中から選ばれてきておるわけですから、たくさんの税金の相談を受けると思ひますよ。私たち大蔵委員も現に受けておる。そのありさまを見ておると、国税庁と国民と追つかけておるをやつておる。隠れんぼうじやないけれども、隠しごつこをやつておるわけですね。そういう形ではなくて、公開を原則として、百万円も上げたこれだけ、一千万円も上げたこれだけの税金があるのです、所得税といふのはそうなんですよ。そういうから――ここまで単純にいかなくても、そのようにならないのか。

私は、所得税の場合でも、あるいは国会議員に例をとつても、その人によつてやはり相当使い方が違うだらうと思ふ。それは事業者だけじゃなくて、給与所得者の場合でも――給与所得者の場合には、これは一律に引かれておるわけですね。そういう理由はほとんど問わない。家庭の状況や家族の構成はほとんど問わない。あなたたちだつてあるでしよう。よくは転勤を、七月じゃなくて四月にしないさい、こういうことを言つておられる。三月十五日までの申告で、どうしても六月一ぱいかかるから七月になる。国税庁の方が異動される、あるいは警察官が異動される場合に、家族は遠く置きっぱなしです。住宅事情が悪いですから。まして、安い国税庁の月給で二重生活をしておられる、あるいは小学生は連れてこられるけれども高校に入つておる子供は急に転入できない、こういうことで、娘や息子だけじゃ旧任地に置いていく、こういう人々も、そうでない一家族住んでおる人と源泉所得は同じなんです。そういうことをいへば、給与所得者においても、大島さんが言つておるみたいに、理屈というものは山ほどあるわけですよ。そういう理屈、理由は抜きにして、公開されておるわけですね。片一方、事業所得者の場合にはそうではない。したがって、あなたたちと秘密ごつこ、追つかけておるをやつておる。あなた方が秘密にしておるから、片方は秘密にして、どうやってできるだけののされるかといふことを一生懸命に考えておられますよ。

というの、とにかく、全部私たちのもうけを税務署に持つていかれたら、私たちは働く意欲はありません、何とかまい税金ののれの方法はないでしようか、こういうのが、中小企業者が私たちのところに来て異口同音に言う話ですよ。品物が売れるという話より、何とか税金を安くする方法なり、のがれる方法はないでしようかといふのが、私たちのところにくる多くの話ですね。そういう形ではなしに、やはり百万円も上げたこれだけ納めるのだ、一千万円も上げたこれだけ納めるのだといふように、大体の目安をつけて――

大体じやなくて給与所得者と同じようにつける、
こういう形のほうが長い目で見ていいのではない
か。来年から青色申告が完全給与制になりますか
ら、この面では私は相当変わってくるだろうと思
う。日本の税制は、この完全給与制の実施に伴っ
て、そういうふうな公開を原則としたものにな
る。私たちが租税法主義という場合に、主要な
通達——省令はもちろんです、通達まで本委員
会に出して了承を求めたい、こういうこと
を言っておりませんか、これも理事の段階
で、一般委員会にはまだ配付されておられ
ません。このことでまだ開かれておりませんが、少な
くとも税制小委員会にはこれを配付して審議するよ
うにしたいらう、私はこういうふうな思っ
ております。

それはそれとしてあとで論議いたしますが、税
制のいわゆる簡素化という面から見ても、あるい
は税制の長期にわたる将来の面から見ても、もっ
と公開する、そのかわり国民に納税意識というも
のを徹底させる、進んで納税意欲を起さしてい
く、その基本は、われわれにもあります、政
治の信頼というところにつなげてまいらるわけ
でありますけれども、そういうことをやったほうが
何よりも税制の簡素化というものが一番具体的
に進められる道であらうと私は思うのであります。

そういう意味から、いまの国税当局にまわっ
ておる秘密主義というものをと除く努力をな
さうたらどうだろうか、こういう観点から一、二
お聞きしておるわけです。そういう点に対してど
ういうお考えをお持ちになっておりますか。

○泉政府委員 お話のように、税務行政をやっ
ていく場合に、税務職員と納税者とお互いに、何
と申しますか、ことばが悪いので恐縮であります
けれども、お互いにばかしく合っているという形
は望ましい姿であると思っております。したが
いまして、税務署のほうも率直に話を申し上げ
て、納税者の方も幾ら所得があつたかはつきりさ
せていただく、こういう形になっていくのが望ま
しいと思っております。そして、営業所得者の場

合、お話のように、百万円もうければ幾らの税金
であるというところは明らかにしておるわけであ
ります。問題は、その方が百万円もうけたのか
八十万円もうけたのか、そこら辺のところはな
かなはつきりしにくいところに問題があるように
思っております。しかし、お話のよう
に、そういう点でお互いにばかしく合っているの
ではなくて、お互いにフランクに明らかにしてい
くという気持ちは、私今後とも進めていきたいと思
います。

ただその場合に、標準率表を出すということが
そういうことを明らかにしていくうえでは必ず
しもない。標準率表というものは、収入が幾らあ
れば、普通の状態であれば幾らの所得があるもの
だ、収入百万円当たり幾らの所得率になるのかとい
うことの表でございまして、これは人によつてい
ろいろの差がある、同じ業種におきましても、たと
えば同じ散髪屋さんにしても、場末の散髪屋さん
と町中の散髪屋さんとは、同じ収入があつても、
それに伴う所得というのは違つていくべきは
ずのものであります。そういう点からいまして
て、標準率表というものは必ずしも公表する必要
はないのではないかと、しかしながら、解釈通達で
どういふものがどういふふうな解されるという内
容については、納税者に明らかにしていくのでな
ければ申告納税はできません。これについては、
通達を公開いたしましたして、納税者が税務官の解
釈を知り得るようになる、こういう措置はとつて
きておりまして、今後大いに進めていきたい、
このように思っております。

○只松委員 これは申すまでもなく、いまの税法
がたいへん複雑であるし、膨大なものである。し
たがって、これは皆さん方自体でも——おそらく
泉さんでも詳しく知らないと思うのですが、弁護
士さんだつて六法全書全部知っておるわけではあ
りませんが、税理士さんでもあの税法をよく知ら
ない、こういうことを言っております。そうい
う面から、いまおっしゃったように——もっと時
間があれば、昨年度税制調査会の税制簡素化特別

部会で論議されましたようなことをもっと掘り下
げて、すみやかにこういうことをすべきだと思
いますけれども、そこまでの論議の時間はありません
が、いま一番税務行政上問題になつておる秘
密、これはこんなことを言つてはちよつと変な話
にもなりますがたとえば、泉さんが国税庁長官と
いう肩書きをのけて、浦和なら浦和の警察にすつ
と行つてごらんない。それから浦和の税務署に
すつと行つてごらんない。どちらが明るいのか。
いま税務署のお役人のほうがしめつらをして、
暗い顔をしております。おいでになればわかり
ますけれども、警察官のほうが、特に新しく講習
を受けて出てきた若い警察官のほうは、坊ちゃん
というとなんですけれども、非常に明るい顔を
してあります。ところが国税当局の人のほうは、仕
事も数字をいじつたりなんかして、まゆにしわを
寄せるような仕事になりまして、交通信号をやつ
たりなんかと違ひますからそういう顔になるのか
もしれませんけれども、非常に暗い顔をしてお
ります。だから、そういう問題は、私はそういう
ことまであまり引き合ひに出さうと思つていない
のですけれども、個々の問題を出せば一ぱいあり
ますけれども、もつと根本的な問題として、特に
事業所得者の青色申告者は来年度から完全給与制
に切りかえられる。これはある意味では根本的な
改革だと思つております。給与所得が認められて
くる事業所得というものはほとんどなくなつて
くる。そういうときに、ぜひ、税調の特別部会の報告
を十分尊重されて、公開を原則とする明るい税務
行政というものを立てよう努力をしてみたい
、こういうふうな思ひます。

それから次に、社会機構が複雑化し、あるいは
膨大化する。会社にいたしましても、たとえば、
八幡製鉄は世界第三位ですが、非常に膨大な独占
企業が出てくる。こういうものに對して、どう
やって完全なこういう大会社の利益を把握する
かという問題はなかなか容易でないだろう。一昨
年、木村さんが長官のときに私はいろいろその
う問題を聞いたのですが、その後、私も言ひませ

んけれども、ほかの委員の方からもあまりこうい
う独占企業、こういう膨大な企業の調査状況
というふうなものに対するきびしい追及といま
すか、調査の方法について質問が少ないようで
ございますけれども、このごろ、よくパナナの脱税
であるとか、せんべい屋の脱税、そば屋の脱税と
いうて、ときどき新聞に発表になります。国民は
ある面で、脱税したやつがおる、こういうふう
に感じて、胸がすつとするような気もあるよう
でございます。しかし、これは私たちがから見れば、額
としては一億だ、二億だ、五億だという額になつ
ておりますけれども、これは何十軒、何百軒のそ
ば屋さん、パナナ屋さんの問題であつて、一軒では
ない。一社で膨大な脱税をしておる、あるいは独
占企業体の中においてそういう利潤を隠蔽して
おる、あるいは粉飾決算をしておる。私のところ
にも、いま関西のほうのある電機会社の粉飾決算
の投書が来ております。これは別の機会に私は質問
をしようと思つておりますけれども、こういう複
雑化した社会機構、あるいは膨大化した経営機構
に對する税の調査というのはどういうふうに行な
つておいでになりますか、お聞きしたい。

○泉政府委員 御承知だと思ひますが、現在、お
おむね資本金六十億円以上の大法人につきまして
は、これはその所在をいたしております国税局の特
別調査官という制度を設けて、その特別調査
官の調査によつてその内容を把握する、こういう
制度をとつておるのであります。特別調査官につ
きましては、もちろん多年税務に習熟いたしました
優秀な職員を充てまして、そしてこの特別調査
官が部下の職員を相当数連れまして調査に臨みま
す。

御承知のように、大法人になりますと、本社だ
けでなしに、工場、支店などが全国各地にある、
こういうことでありますので、本店だけの調査で
必ずしも十分でない、支店においてどういふふう
な経理が行なわれ、会計処理が行なわれている
か、こういうことも突つ込んで調査する必要
があるわけでありまして、したがひまして、そうし

た特別調査官の所管の法人につきましては、かなり長い日数をかけて調査をいたしております。もつとも、こうした法人になりますと、内部建

制組織が発達をいたしておりますので、その税務の調査によつて、こういう会計処理はこうすべきだというように指示いたしますと、それに従つた処理が行なわれますので、そういった点については、一回調査をいたしますと、あとはそういった点は直つてくる、こういうふうな点がありますので、最初調査をいたしますときは、相当日数、半年以上もかけて調査をいたしますが、あとはそう長く日数をかけなくて、一月程度で調査を終了するようにいたしております。それにいたしまして、他の法人に比べますと、調査日数は相当かかる、これは結局会社が膨大でありますし、その経理書類等も非常にたくさんになっておりますので、そういった調査をするのに日数がからざるを得ないということになるわけでありま

す。しかしながら、そういうふうな特別調査官の所管で調査をいたしておりますと、一、二回徹底的な調査を行ないますと、そのあとでは、いわゆる期間損益の点について問題がときどき起こる程度でありまして、そういった問題は起こらないというふうな状況になってまいっております。当初調査をいたしました場合には、こういった大法人におきましては、かなり増差所得が出ておりますけれども、二回目、三回目になりますと、だんだん更正増という金額は減つてきておるようになります。

〇只松委員 まあ、一会社としてはそういうことも言えるかと思うのですが、私は、時間がありませんからいろいろ説明はいたしておりますが、たとえば膨大化、複雑化というのは一会社だけではなくて、その系列会社というのがたくさんできておられます。系列会社に、たとえば中小企業ですと、私がいま相談にこられておるのもそうです。一つの会社でほかにも融資をしておつたというふうな——その融資もあまりいい方法じゃないのですが、それが税務署にばれた。これは大会社に

至つては私は山ほどあると思うのですし、私が知つておる相当程度の会社ですけれども、やはりそういうことをやっております。これはどっちも普通の製造会社ですが、そうでない、私がときどき引例いたしますように、この前も東京ガスの問題をちよつと話しました。結局、東京ガスが不動産会社をつくる。ゴルフ場はどこのものか知りませんが、おそらくその不動産会社がゴルフ場をつくつておるのじゃないかと思ひますが、公益事業を行なう会社がゴルフ場をつくつておる。あるいは生命保険会社などが、その会社としては変な経理ができないので、やはり土地会社をつくつたりしておる。ほとんどの会社が土地会社をつくつております。そしていろいろのことをやつておる。十

万円の土地を五万円にすれば多少わかりやすいけれども、六万円、七万円、八万円にすると、これはごまかしがつくわけです。したがつて、この生命保険会社としてはいろんな資金の操作ができな

りがどの程度進んでいるか知りませんが、日本では電子計算機でやっているのが大幅に二百社をこえているわけですね。そういうものを、昔のままの税務官では、そば屋や薬屋はいじめることはできても大会社の調査はできない。だから、そういうふうにもっと近代化に対応すべきだと思ふのです。そういう点に対する努力を現在までどういふふうになさっておりますか、あるいは今後なさるおつもりですかを聞いておきたいと思ひます。

○泉政府委員 お話のように、大会社の場合は、その大会社一社だけでなしに多くの系列会社があります。したがって、その大会社一社だけを調べたのでは不十分でありまして、その系列会社の先でどういふ企業がどういふ事業をやり、あるいはどういふ不正行為をやっているかという点まで調査しなければならぬことはお説のとおりであります。私も似たようなこと、現在そういう系列会社についてまで徹底した調査、そして同時に、その重役の所得についてもあわせて調査をする。こういう態勢に持っていくようにいたしております。その点についてまだまだ十分でないとは思ひますが、そうした努力は大いにしなければならぬというふうに思っているわけでありまして、

なお、お話のように、現在電子計算機をもって会計処理をいたしております大会社が約三百社ほどきてまいっております。電子計算機で処理する場合、これは実例があつたわけでありましてけれども、計算は電子計算機であるから間違えることはありません。ただ、そのデータを与えるときに、そのデータにちよつとした細工をされまうと、計算として一見きちんといたしておりますので、税務職員がよくごまかされやすいところが出てくるわけでありまして。そこで、そのデータについてよく検討していくと、そういったごまかしも見抜くことができるわけでありまして。しかし、それについては、職員がそうした電子計算機の機構と原理というものをよく承知しておらないと、なかなかそういうことを見抜くことができないわけでありまして。

したがいまして、国税庁に昭和四十年の二月から電子計算機を入れておりますが、これにつきまして、職員に電子計算機の機構と原理をいろいろ教え、そして、会社が使っている電子計算機も国税庁のものに違つたいろいろなものを使つておる会社もありますので、そういったそれぞれの会社の電子計算機の特徴等も教えていく、こういう必要があるわけでありまして。そのために、先般そういった勉強をさせるために田代調査部長以下をアメリカに派遣したような次第であります。何と申しましても、電子計算機はアメリカのほうで発達いたしておりますので、そういったことを勉強させる、それを今後徹底していく必要がある、このように考えております。

○只松委員 そこで、四十一年度はまだできておりませんが、できておらなければ、およそでもいですが、四十一年度の局と署別に脱税摘発件数と摘発額がわかりましたら、きょうでなくていつから資料としてお出しをいたしたいと思います。ついでに申告の修正件数と金額、わかりましたら、大要でいいですから、ひとつお聞かせをいたしたいと思います。

それから、具体的な問題について、一、二お尋ねをいたします。これも税制簡素化のためにこういうことをなさつたのだと思ひますが、東京の管内の税務署で税理士さんに対して、その関係先の会社や何かを報告しろということ、四月二十八日まで報告してもらいたい、こういう通達をお出しになっておりますね。いままでもこういう類似なものがあつたようでございますが、これなんか見ると、ちよつとひどいですね。依頼事件、それから依頼者の氏名、それから性別、生年月日等々から始まつて、事件の内容、会計の内容、それから会計担当者の氏名、全く警察の調書以上にこれは詳しいですね。こういうのをおとりになっておりますが、これは簡素化のためですか、どういふ目的ですか。○泉政府委員 これは東京国税局長が傘下の税務署長に通達いたしまして、御承知のとおり税理士

法によりまして国税庁が税理士の指導監督ということをしていたしておりますが、その際に、従来の事例からいたしまして、いわゆる税理士の名義貸しといひまして、本来税理士の資格のない者に税理士の資格のある者の名義を貸して税理士の業務を行なせたりする、あるいは、税理士の事務所は原則として一カ所、許可を得た場合に複数の税理士事務所を設けることができるようになっておりますが、その許可を得た税理士事務所以外の場所において税理士業務を行なつたりする、こういうような事例がありますので、そういった点からいたしまして、従業員の名簿、これは御承知のとおり、税理士は従業員についていろいろ指導監督していく必要があるわけでありまして、その税理士の従業員の方が何人おられ、名義貸しなどの疑いがないようになつていくかどうか、こういう意味で税理士の従業員の氏名、住所、年齢等を知らせていただくと同時に、その税理士の方がどの程度の関与先を持つておられるかということを知りたい、意味で関与先名簿というものを、この二つを出していただくようにしておるのだと思ひます。ただ、その内容につきましては、私こまかいことは承知しておりませんが、本来の趣旨はそういう趣旨で出していただいておりますものだと思つております。

○只松委員 これはそういうことだけじゃないのですね。報酬額から何から、相当いろいろなもの報告するようになっていくのですね。だから、これは一つは税理士の身上調査みたいなものです。これだけを持つていけば税理士事務所について全部わかりますね。この税理士事務所はどれだけの件数を持ち、どういう会費の内容であるか、事務員を何人持ち、年報酬額はどれだけの額か、これは全部把握できますよ。だから、こういうのはどうですか。片つ方税務署は、さっきの話ではないけれども、秘密を守る、税理士のほうは全部洗いざらい出さない。書いてないのは、税理士さんの家庭の女房子供のことぐらいじゃないですか。あとは仕事上のことはおそろく全部報告する

ことになりまして。こういうことは今後出さなければならぬですか。これはいまおっしゃつた程度なら、関与している件数なら件数とか、あるいは事務員なら事務員だけの報告を出してもらいたいとか、そういうことで、税理士個人々人ではない、税理士会を通じてなりなんなり話し合つて出してもらいたい。それは弁護士だつて、インチキ弁護士や何か――いまそれほどではなくなつてきているようだけれども、弁護士から、弁護士事務所ものを関係先から何から何までずつと出せというのと同じだ。弁護士だつて、裁判所に行つて調べれば弁護士になつていくものもあるわけですね、わかっているわけでしょう。税理士さんだつて、大体そこで税理士さんがつくつて持つてきますから大体わかるわけでしょう。立ち入り検査その他をやるときは、税理士さんのところに通知をする、そういうことになつていくわけですかね。こういうものをことさらにとる必要はない。税理士さんに対して多少別の目的なり意図があるのだ、私は去年多少問題にしました身上調査をして、ブラックリストをつくる、こういうことのためにこういうことをやっているのだ、こういうことを税理士さんは言っているわけですね。さもないければこんな厳密に調査する必要はない。あなたが言われた程度のいわゆる税制簡素化の大きな一環として、税務行政をできるだけスムーズに、円滑に行ないたい、こういうことならばこれだけのものは必要ないと私は思ふ。それで、もつと税理士会と話し合つた上で、税理士のほうから反発を招かないように話し合つた上で、こういう点はどうか、こういうふうに出してもらえないかというところで話し合ひをなさつたらいいのだらうと思ふのです。一方的に、署長通達で、何日までに出せという命令の形で出さなくてもいい。おつかなびつくりで出した人もあれば、出せない人もいろいろあるわけでしょう。こういうのは、私がさっき言いましたように命令的な態度ではなくて、裁判所と弁護士会じゃないけれども、もつと話し合ひというものを深めていく中で、税務行

政というものを明るくしていく近代化をしていく。明るくとか近代化とか民主化ということとは簡単なようですけれども、すべてこういうものに通じてくると私は思うのです。だから、これを最後まで、二十八日までですから多少過ぎてはいるわけですが、強行しないで、もう少しこれは話し合せて、いまおっしゃた程度のことを税務署は聞きたいのなら聞きたいのだというところを、話し合いの中からやたらどうですかね。そういうものを、納税者等ともそうです、納税者との間に立つ税理士が——国税当局にウエートを置くか納税者にウエートを置くか、よく論争のあるところですけれども、そういうことは別にいたしまして、その中に立つ税理士さんにせよ、こういう感情を持たせないように、少なくとも税理士さんとは話し合っていく、やはりこういう税務行政を行なわれることが大事だと私は思うのですけれども、今後そういうふうに善処されますかどうかです。

○泉政府委員 お話の点につきまして、税理士のブラックリストをつくるという趣旨でないことは、この前横山委員にそういった税理士との関係について御注意を受けておりますので、私どもも頭そんなことをする考えはございません。ただ、先ほど申し上げましたように名義貸しがあったりあるいは税理士の従業員の中に不正なことを働くような者があったりいたします。その指導監督を行なうという目的のためにそうした従業員の名簿を出していただく、それから税理士の方がどの程度の会社あるいは個人に關与しておられ、その報酬がどの程度になっているかという実態を把握するために関与先名簿というものを御出しいただく、こういう趣旨で通達が出ています。

ただ、いまのお話でございますと、その通達の趣旨からいいますと、いかにも詳しく過ぎるような資料を出せというふうなことになるようにございしますが、この点につきましては、お示しのように、税理士会と話し合いをすることが望ましいと考えておりますし、東京国税局長の話であ

りますと、東京税理士会の幹部の方とはお話し合いをして、決してこれはブラックリストといったようなものでないということでお了解を得ておるといふようなことでございます。おそらく国税局長の通達と、それからそれをさらにふえん税務署長のほうで一その内容が詳しくなつてまいつたものではなからうかというふうな推測もつくところでありながら、そういう点につきまして、今後十分注意してまいりたいと思います。

○只松委員 これは、大幹部の一人の人が持つてこられたのです。まだほかの人も持つてこられたけれども、だから、国税庁からいけば、税理士さんはおつかないんだから、ええ、ということで聞くかもしれないけれども、そうじゃないわけですか。税理士さんとしても、もし話し合いをしたのなら、だらしのないと思いますが、私はそういうふうにして聞いておりません。ひとつぜひ注意してもらいたい。

今度は具体的な問題をお聞きしますが、昨年からプロパンガスの課税がなされて、順調に税金が伸びていっている。去年課税するとき、山中議員や私たちが付帯条件や意見をつけて、いろいろその善処方を要望してきたわけでありまして、何ぶん初めてで、これが完全にされると相当酒税よりも高い税率をとる。しかも、これがメーカやあるいは蔵出しではなくて、中間の小売業者だけが一方的に徴収されて納める、こういう立場を負わされるわけです。本年に入ると百億ぐらいいなくなるというところでございますが、まあ特別優遇措置というふうなことは言いませんが、突然にこういうものを一方的に押しよせられるというところに対しては、やはり何かの恩典なり優遇措置というものを与えてやる必要がある。単に命令だけではいけないと思う。命令だけじゃなく、たとえば、いま延納が認められておりませんが、延納する場合に銀行保証が必要だ。銀行保証ですと、全部その支店から本店の頭取の何かはんこを必要とするようですが、そういったしつと、その月の月初めに申し出ても、二十五日か

月末ぐらいにならないとだめだ。大体平均二十日以上かかっているようですが、支店に書くのに。そういうことで、業者の人も銀行の人も非常に繁雑をきわめておる。何とかこれをもっと具体的に、なかなか手形ではむずかしいようでございますけれども、そういう類似なものなりなんなりで簡単に、いわゆる類似簡素化やございませうが、簡単にする方法はないだろうか。これの御研究をひとつ私はお願ひしたい。

それからいま一つは、したがって、そういう団体で、二何か滞納している人があるようございすけれども、業界全体としても、もしそういう人があれば、私の知つておる限りでも、できるだけ早く納めるように、あるいは滞納しないように、お互いに密告までしてないけれども、お互いに牽制し合つたところはあるに注意し合つたりして、業界内部全体としては納税に非常に協力しているようです。そういう実績その他も考えられて

突然できたということ、それからいまの納税の状況、実績というものを考えられて、もう少しこれを納める業界自体の団体が、まあ私は一番最初、酒造組合のような形にしたらどうかというふうな意見を言つたわけですが、そこまでは容易でないようですけれども、何かお考えになつたらどうか。これは私が何もプロパン業界に初めのとき関係したということだけではなくて、一般の税務行政から見ただけの税率を納めるということになつてまいりまして、まあ年じゅうけんかしてはいます。自動車業界は高いの安い、納めるの納めないのといつて、それで二カ月も三カ月も納めなければ、その間に国税当局から早く納めろというわけですね。業者は非常に苦勞してはいます。ずっとコストが下がつてきていますし、しかし一方、税金は三カ月以内に納めなければならぬ、こういう形になっていきますから、ひとつ皆さん方のほうでそういう点について御研究をお願ひしたい。きょうはそのことだけを申し上げたいと思います。どうですか。

○泉政府委員 お話のように、プロパンガスにつきまして石油ガス税として課税が行なわれるようになりまして、この業界ではスタンド業者が納税義務者ということになっておりますので、常に、御承知のように経過的に税率が上がっていくと、購入者のほうでそのガスの料金を高く払つてくれないと納税上非常に支障を来たすわけでありまう。ところが、購入者のほうでその高い料金を払わぬというふうなことでいろいろ苦勞を重ねてきておられるようであります。これらの業者におきましては協同組合などをつくりまして、お互いの共同事業として円滑にやつていこうというふうな話し合いも進められておるようであります。まだその協同組合の基礎が十分できておりません。これは業界としてそれほど長い歴史を持つておらないということにもよりましようが、そういう関係がございすので、この業界につきましては、通産省のほうとも協力いたしまして、この業界が円滑に税が納められるように業界を指導していく必要があるというふうに考えております。

ただ、延納の担保といたしまして、現在は銀行保証に限つておりますのは揮発油税と地方道路税だけでありまして、そのほかの間接税につきましては必ずしも銀行保証に限つておりません。したがって、手形でも、普通の手形は困るわけでありまうけれども、銀行の引き受け手形であるとか、銀行の保証しておる手形であります、これは延納の担保にとるといふことは考えておるわけでありまう。

いずれにいたしましても、こういう業界は零細な業者が多いわけでありまして、その納税が円滑にいく方向につきましては今後とも十分検討いたしたい、かように考えております。

○只松委員 商業協同組合は開店休業になつて、確かにそのとおりですけれども、それは初めもうちよつと別の意義があつたわけ、それがそのとおりにならなかつたので開店休業になつておる。だから、いまスタンド協会でそういうことを取り扱つておるという形になっておる。国税庁当局でスタンド協会なりあるいは協同組合なりどうか

でそういう責任を持つという明確な団体ができれば、あるいはそれだけの財産があるところがあれば、自分のほうでも考慮するということならば、協同組合でもスタンド協会でもそれだけの資金準備なりその他をする、こういうことなんですね。だから、そういう点一ぺんひとつ話し合いをしていただきたいと思いますね。そういうことを要望しておきます。

それから、このごろよくバナナとかなんとか、中小企業者の脱税がいろいろ騒がれておりますが、さっき言いましたように、大企業者の脱税はあまり摘発されておられません。ところが「宝石」という雑誌に「石油業界の大脱税を摘発する」ということで、梶山季之ですか、署名入りで、百億円の脱税がある——このことに関して専門家に聞いてみましたら、まああり得ることだ、こういうことをこの石油業界の専門家は言っておりますね。あなたのほうでお取り調べになっておりますか、あるいはこれをどの程度御存じでありますか。

○泉政府委員　そこに出ておりますお話は軽油引取税に関連いたしまして、これが引き取り課税になっておるものですから、製油所を出まして卸売業者に販売する過程で、それを小売り、消費者に販売する過程におきまして軽油以外のものをまぜて販売するということが行なわれているんじゃないかということであるようにあります。これにつきましては、御承知のとおり自治省のほうの所管の税になっております。したがって自治省のほうで注意されておることと思いますが、必ずしも、軽油に他のものを販売過程でまぜたということがすぐ脱税にはならない。これはあるいは、軽油としての品質が悪いものになりますから、詐欺という問題は起こるかと思いますが、すぐ脱税という問題にはなるまいと思えます。

ただ、これに関連いたしましてよくいわれますことは、黒い揮発油といいますが、品質の粗悪な揮発油がときどき出回ることがあるわけでありまして、これにつきましては私のほうも十分注意いた

しております。揮発油税の徴収に間違いがあつてはいけないということで注意いたしております。最近の事例によりますと、本来品質粗悪で揮発油としての使用にはたえないけれども、比重だけからいいますと、揮発油の比重を持つておる粗悪な油を揮発油にまぜて販売するというような行為がありまして、これにつきまして摘発した事例も若干ございます。これは引き取り課税でございます。いままで、製油所を出る段階で課税いたしますので、そこで直ちに脱税になるということで調査して、現在処理を進めておる状況にあります。

○只松委員　まあ私も詳しくは調べておりませんが、同じ自動車、片一方は正規のガソリン代を払う、片一方は混入されて、その分だけ、百億円になるか幾らか知りませんが、とにかく税額を脱税する、これは国民にとって不公平である。この小さいことは、たとえばさっきのLPGでも、いまトラックなんかに使われて、よく三輪車のわき腹にかかえておられますね、固定式じゃなくて移動式のもの、あれは家庭用の燃料のボンベを積んで走ることができません。これはあなたの論理に従えば、陸運局の管轄であつて自分たちの責任ではない、こういうことになるかも知れませんけれども、プロパンを自動車に使えば、自動車税としてかかるわけですか。ところが、固定式じゃありませんから、注入じゃなくてボンベをかかえて走っておるわけですから、あれは家庭燃料のやつで走れるわけですね。たとえば、ある県のある陸運事務所で調べたら、トラック一台も登録がないのです。しかし、その県には相当数のオート三輪あるいはトラックがボンベを積んで走っております。しかしその陸運局には一台も届け出がない。これはLPG、石油ガスの脱税にもなると同時に、危険なんです。そのことだけで二件くらい事故を起こしています。トラックの事故というのは、固定式じゃなくてボンベを積んで走っているやつが事故を起こしておる。これは保安上も危険なわけですね。だからこれは、石油の脱税の場合も、脱税上の問題もあるし、それから保安上の問

題もある。LPGの場合でも同様にそういう問題があるわけですね。単に自治省やあるいは陸運局ということではなくて、税法上の問題もありまして、したがって、関連の自治省なりあるいは陸運局等とも連絡をとってLPGの税金を取るようになったならば、トラックその他の分も、家庭燃料ではなくて——いまスタンドも非常に多くなつておりますから、スタンド価格をさめる、こういうことをする必要があります。これは国の行政上必要だろうと思ひます。ひとつ、関係各省に連絡をとつてそういうふうに進めていただきたいと思います。どうですか。

○泉政府委員　石油ガス税は私どものほうの所管でございますが、それにつきまして、いま只松委員のおっしゃいましたように、普通の乗用車でございまして、ボンベが固定式になっておりますが、トラックの中には固定式になっておらない場合があるのではありません。ただ、固定式になっておらないことも、私の聞いておりますところでは、自動車用にするには家庭用のボンベでは適当でないというところで、自動車の特別のボンベができておる、したがってそのボンベに詰める段階で課税するということに現在なつておるわけでありまして、ただ、なるほどよりよいことは家庭用のボンベでもあるいは自動車は動くのかもしれないが、これは非常に危険なことになると思ひます。したがって、お話のように、そういう点につきましては、陸運当局ともよく連絡をとりまして、課税漏れがないようにすると同時に、そういうことのために保安上、災害が起きたりなどすることがないように処理しなければならぬ、このように思っております。

○只松委員　それじゃ終わります。

○内田委員長　次に、平林副君。

○平林委員　私は、石炭対策特別会計法案につきまして若干の質問をいたしたいと思います。午後からは大蔵委員会と石炭対策特別委員会の連合審査会が予定されておりますから、こまかい専門的な問題につきましては、その機会にまた質

疑が行なわれると思ひますけれども、私はちょっとここで総括的な問題についてお尋ねしておきたいと思ひます。

今回、石炭対策に関する政府の経理を明確にするために特別会計が設置をされることになつたわけでございますけれども、この歳入の総額というのは一体全部で幾らになりますか。

○井上(亮)政府委員　特別会計の歳入につきましては、四十二年度におきましては関税収入の額を一応想定いたしましたわけでございます。関税収入額としましては四百七十五億円程度、それからさらに一般会計からの繰り入れとしまして四十六億円ほど入れまして、合わせて五百二十一億円の規模ということになっております。

○平林委員　ただいまの歳入総額の中から、歳出としては石炭鉱業合理化事業団に対する出資金及び補助金あるいは坑道展開の効率化、保安の確保、鉱業技術の開発その他石炭鉱業の生産の合理化をはかるための補助金をはじめ各種石炭対策に必要な支出が行なわれるということになるわけでございますけれども、この会計の中で、まず初めに私がその歳出としてお尋ねしておきたいのは、幾つかの歳出項目の中に電力、鉄鋼用炭の需要確保のための増加引取交付金及び電測開発株式会社の石炭専焼発電施設の建設資金に充てるための出資金というのがあるわけでございますけれども、これは一体どういうものであるか、それをひとつ御説明いただきたいと思います。

○井上(亮)政府委員　特別会計の歳出の中には、これは石炭対策を比較的広義に見ておりますので、特に当面石炭政策として大きな問題は、需要確保をどうしてはかつかうかという点が石炭政策の大きな焦点でございます。そういう意味から特に電発の石炭火力の建設は石炭政策の大きな需要確保の柱になっておりますので、そういう意味合いで、電発に從來三基の建設をお願いしておりますが、本年度から追加二基をお願いいたしまして、合計で五基建設するということにいたしております。これに必要なのは電発出資

二十億円というものが計上されておるわけでございます。それから、需要のもう一つの柱としましては、電業以外に、電力業界、鉄鋼業界等に対しては、負担増対策の一環としての予算も計上いたしております。

○平林委員 そこで、電力業界、鉄鋼業界が要請にこたえて石炭を使用したというときに、石油関税の還付制度というのが従来あったと聞いておるのでございますが、この実情を少し説明をしていただきたいと思います。お答えいたします。

○岩瀬説明員 お答えいたします。

原油還付制度というのは、実は石炭の増加引き取りに對して過去において——四十二年年度から実は方式を変えたわけでございますが、四十二年度までは一般還付特別還付というのがございまして、わかりやすく申し上げますれば、一般還付につきましては、電力と鉄鋼につきまして、石油対策に協力しております企業に對しまして、三十七年四月の原油関税の引き上げの際に、関税引き上げ分に相当するものを還付するという制度をいたしております。その後特別還付制度というのが新たに加わりましたのですが、それは、先ほど申し上げました一般還付制度に對してさらに一定額以上に石炭を引き取ったところの電力、鉄鋼業界に對しまして、長期引き取り契約ベース以上の石炭の増加引き取りというところでございまして、それに見合う額に對して特別の原油関税の還付をいたしておたわけでございます。

ところが、この還付制度につきましては、実は一つの問題がございまして、石炭を増加引き取りをいたしますと、その分だけ石油の消費が減るわけでございますが、その減るほうの分についての石油の関税の還付ということになりますと、そこに石炭を増加して引き取った分にその還付が見合わないという問題が生じておたわけでございます。そこで、四十二年度からは、石炭の抜本対策をやりますに際しまして、いわば石炭の増加引き取りに見合ったものとして、石炭の引き取りを増

加すれば、その引き取りに對する交付金というよりなものが行なわれて、初めて、石炭の引き取りと比例したことが対策として考えられる、こういうことになりました。実は石炭の増加引き取り分と、石油を消費いたしました場合に生じますところの価格差というものがございまして、いわば、石油のほうがずっと安くつくわけでございますから、その価格差に對しまして、石炭を引き取った分に見合うその価格差を、還付と申しますか、増加引取交付金として電力、鉄鋼に交付してやろう、こういう制度に変えたわけでございます。

○平林委員 私も大点あらましのことはお話を聞いておりますから承知しておりますけれども、そのために、その問題に對してもう少し詳しく知らないで石炭を使うと、石炭の価格と重油の価格との価格差が出てくるわけですね。それで、政府から石炭を使いなさいと、こう言われるから、国策に協力する意味で、要請にこたえてやる。それに對して還付制度がしかれておた、この趣旨は私わかつては、いままでの実績で八幡とか富士とか、あるいはいろいろな鉄鋼の企業があるのですけれども、そのそれぞれの企業には、どのくらい還付されておたでしょうか、これは実績の問題なんですけれども、そういう石油関税を収入とするところの還付金はどのくらい渡されておたのか、そのところを企業別にもしおわかりになっておりましたらちよとお話をいただきたいと思ひます。

○井上(秀)政府委員 大蔵省のほうから還付制度の実態につきましては、たいま御説明されたわけですが、この還付につきましては、九電力と鉄鋼業界に對しまして還付制度を実行いたしております。金額を少し申し上げてみますと、過去の実績でございますが、昭和四十年におきます九電力の還付額は、合計で三十六億七千万円になるわけでございます。なお、四十一年度の見込みは、これ

は今日の段階では見込みでございますが、大体四十億程度ではなかろうかというふうに考えております。それから、鉄鋼につきましては、あれこれ合計いたしまして十億一千万円ほどの還付が四十年になされております。四十一年度は見込みでございますが、十三億程度、これが大体九電力と鉄鋼業界に還付された実績でございます。それから、その個別会社につきましては、これをそれぞれの会社の消費によつて配分されておるといのが実態でございます。

○平林委員 九電力に對しては昭和四十年三十三億、四十一年度が大体四十億の見込み、鉄鋼の企業に對しては、四十年が十億一千万、四十一年度が十三億の見込みということですが、そこで私の聞きたいことは、いま電力は一応差しおきまして、鉄鋼の各企業に對して、大体どのくらい還付の実績があるのかということを知りたいのです。

○植松説明員 四十一年度の見込みを申し上げますが、八幡製鉄が三億四千万円、富士が一億九千八百万円、日本鋼管が一億四千六百万円、川崎製鉄が一億六千万円、それから住友金属が二億三千三百万円、神戸製鋼が一億六千八百万円あつたその他であります。

○平林委員 ただいま四十一年度のお話がございましたが、四十一年の実績をちよとお示しいただきたい。

○植松説明員 四十一年度の発生ベースと実際の還付のベースと違つております。それで、四十一年度に戻した金額は正確に幾らかというのはいま数字はございませぬ。ただ、四十一年に重油を使ひまして、その重油を使用したことに伴つてまた還付を受けられるといういわゆる発生ベースの数字がございまして、これを申し上げますと、八幡が二億二千六百万円、それから富士が一億六千二百万円、日本鋼管が九千五百万円、それから川鉄が一億二千万円、住友が一億五千六百万円、それから神戸が一億一千万円、あとはその他でございます。

○平林委員 そこで、たとえば八幡製鉄の場合を一つ例にとりましようか。八幡製鉄の場合に、石炭を購入し、国策に協力する、そしていまの関税収入による還付制度によりまして、三十六年当時の基準量をこえた分について一定の積算をしてお金を還付する、こういう制度であると私は承知しておるんですけれども、昭和四十年に對して八幡製鉄がそうした積算のもとによつて石油の価格と石炭の価格の差益で負担増加になるのがどのくらいになるかという、一億九千六百四十一万八千円という数字が私の手元にあるわけでありまして、これに對し、いま、四十一年の発生ベースで、私、専門的なことは知らないですけども、二億二千六百万円還付されておるわけですね。ということは、この数字の比較におきましては、実際に負担を増加したのよりも、約三千万円以上が還付金として返された。同じような計算で、富士製鉄の負担増が一億三千五百八十三万五千円に對し、一億六千二百万円の還付が行なわれた。これも実際に、この試算が適当かどうかは別にしまして、それよりも約三千万円ほど多い。同じく住友においても、負担増加は一億一千五百七十六万六千円の計算が出ておるのに對し、一億五千六百万円と約四千万円ほど多い。こういうようなことはどういうことで起きてくるのでしょうか。

○植松説明員 いま申し上げました数字は、特別還付と一般還付の合計でございます。そこで、その内訳をいま申し上げます。

四十一年の八幡製鉄の特別還付は一億四千八百万円、それから一般還付は七千八百万円、総計、先ほど申し上げました二億二千六百万円でございます。それからその次に富士もついでに申し上げますと、特別還付が一億六百万円、それから一般還付が五千五百万円、その合計が先ほど申し上げました一億六千二百万円でございます。以下、同様でございます。

そこで申し上げますと、この価格差はいま平林委員がおっしゃったとおりの数字でございます。そこで、その価格差の補てんに充てられるもの

が、制度的には特別還付がそれに当たるわけでございます。そういたしますと、この特別還付はもとよりこの負担増額をこえることはございませんので、富士、八幡にとつてみましても、大体補てん率は七五％から七八％くらいになっていると思ひます。

しかば、その一般還付とは一体どういふものかということになるわけでございますが、これは先ほど主計局から説明がありましたように、昭和三十七年に原油関税が四％引き上げになつたわけでございます。そういたしますと、この鉄鋼業界あるいは電力業界もそうでございますが、石炭を使うと同時に非常に大口の重油の消費者でもあるわけです。しかも、この石炭の長期引き取り契約に参加しているという関係で、その場合には石炭を使うことと重油を使うこととの価格差という観点ではなくて、重油の大口消費者であり、石炭対策に協力しているという立場において、その四％の負担増自体を負担せしめないように還付しようというのが一般還付でございます。そこで、この両者を合算いたしますと、おっしゃる通りに還付額はこえるわけでございますが、制度的には特別還付と負担増額とを見合せて考えなければいけないということでございます。

しかし、ちなみに申し上げますと、いまおっしゃいました三社だけが合計をして負担額をこえておるといふことでございます。それ以外のものは、両方一緒にしましても、この負担増額に及ばないという形になって、かつ、各社によつて非常にアンバランスがある、これはおかしいというのが今度の改正の理由でございます。

○平林委員 次に、負担増額に比較して還付の金額が少ない企業が、例をあげれば、鋼管であるとかあるいは川鉄であるとか神戸とかいう部類にありますね。これも私は一つ疑問であつたわけですが、しかし、少ないほうは別にいたしまして、実際の負担増の計算よりも多いというのはいかかなものなんでしょうかという私は素朴な疑問であります。あなたはそれは一般還付と特別還付だ、

こう言う。その部類ができた歴史的な過程はある程度承知していますけれども、しかし、石炭の購入、国策に協力して石炭を使用する——特別還付も一般還付もそんなものは歴史的な過程ででき上がった区分けにしかすぎないのでありまして、私はこういうアンバランスがあるというのはどうしてもふしぎでならない。そうしてまた、いまのようにはそれは直すということになつてゐるけれども、従来こういう経緯が出てきたといふことはどういふわけなんだろうか。いままで間違つていたといふわけなんだろうか。ただこの企業同士の不合理を直すといふことだけでは、私は国民の立場としてはちよつと承知できないんじゃないかと思ふのです。石炭の使用がいま国策として必要だといふことは私も十分承知していますけれども、さればといつて、いま四十年の実績を示しただけでございませうけれども、おそらく、時間があれば三十九年度、三十八年、三十七年、それぞれこまかく調べてまいりますと、こうした問題があつたのじゃないだらうかと思ふのです。

私が聞きたいことは、特別還付とか一般還付とかといふことがございまして、実際に石炭の使用したことによるところの価格差以上の還付が行なわれたといふこと、これはどういふわけですか、これをひとつ答えてもらいます。

○植松説明員 制度的な説明は先ほど私が申し上げたとおりでございます。それでやつてきているわけでございますが、その場合に、まず各社ごとにアンバランスが生じますのは、各社における石炭の消費量と重油の消費量が一定のバランスで行なわれておらないといふことでございます。

そこで、制度としましては、各社ごとの事情はさておいて、全体のマクロでながめて、全体がどうなつてゐるかといふことでやらざるを得ないので、そこでもいま申しましたような形のアンバランスといふことから各社によつて補てん率が違ふといふことになつておるわけでございます。しかし、これは考えようによつては非常におかしいわけでございます。そこで、今度の補助金から支出

する場合の考え方は、その辺は一般還付と特別還付といふこともなくして、それですべて補てん率といふものをとくに、価格差といふものをもとに考えていくというやり方にする、それ以外に、制度的にこれを調整するとしても、実際調整の方法がない。一方においてこういう企業があると同時に、非常に補てん率が少ない企業があるという形でございまして、われわれもこの制度自体に非常に矛盾を感じておつたわけでございます。幸いにして今度予算に移行するといふ形になりましたので、その辺はすべてきれいになるということでございます。

〔定足数不足だと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

午後六時五十五分開議

○内田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次回は、明十七日、水曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十六分散会

昭和四十二年五月二十日印刷

昭和四十二年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

(第一類 第五号)

第五十五回国会
衆議院 大蔵

委員 会

議 録 第十二号(その二)

(一八三)(その二)

〔本号(その一)参照〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に、「特定設備廃棄の場合の税額控除の特例(第十條)」を「特定設備廃棄の場合等の税額控除の特例(第十條・第十條の二)」に、「第二十條の二」を「第二十條の三」に、「第二十四條・第二十五條」を「第二十四條・第二十五條の二」に、「第三十條・第三十條の二」を「第三十條・第三十條の三」に、「第五節 削除」を「第五節 住宅貯蓄控除(第四十一條の二・第四十一條の六)」に、「第四十一條の二」を「第四十一條の三」に、「第四十二條の五」を「第四十二條の六」に、「第五十二條の二」を「第五十二條の四」に、「第六十一條」を「第六十二條」に改め、「第六十二條」を「第六十一條」に改め、「第六十六條」を「第六十七條」に改め、「第六十六條の二」第六十六條の六」を「第六十七條 合併の場合の清算所得等の課税の特例(第六十六條の二・第六十六條の六)」に、「第六十六條の五・第六十六條の六」に、「第八十八條の二」を「第八十八條」に改め、「第九十一條」を「第九十條の三」に改める。

第一条中「税に係る」の下に「納税義務若しくは」を加える。

第三条第一項中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十二年七月一日」に、「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に、「第八十三條及び第八十五條」を「第八十九條及び第九十一條」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改める。

第一類第五号

大蔵委員会議録第十二号(その二) 昭和四十二年五月十六日

「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改める。

第七條の二中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第八條の二第一項中「昭和四十年四月一日」を「昭和四十二年七月一日」に、「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に、「第八十三條及び第八十五條」を「第八十九條及び第九十一條」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改める。

「百分の十」を「百分の十五」に改め、同条第四項中「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改める。

第八條の三第一項中「昭和四十年五月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第八條の四第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に、「昭和四十二年分」を「昭和四十四年分」に改め、同条第三項中「昭和四十二年分」を「昭和四十四年分」に改める。

第九條第一項中「昭和四十年四月一日から昭和四十二年五月三十一日まで」を「昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に改め、第二

日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、「百分の十」を「百分の十五」に改め、第二章第一節の二中同条の次に次の一条を加える。

(特定の農業協同組合等の合併によるみなし配当に対する源泉徴収の不適用)

第九條の二 青色申告書を提出する法人(清算中の法人を除く)で次に掲げるものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所得税法第二十五條第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、同法第七十四條、第七十五條、第八十一條並びに第二百二條第三項及び第四項の規定は、適用しない。

一 農業協同組合で農業協同組合併助成法(昭和三十一年法律第四十八號)第四條第二項又は附則第三項の認定を受けたもの

二 森林組合で森林組合併助成法(昭和三十一年法律第五十六號)第四條第二項の認定を受けたもの

三 漁業協同組合で漁業協同組合併助成法(昭和三十五年法律第六十一號)第十四條第一項の規定による勧告を受けたもの

四 漁業協同組合で漁業協同組合併助成法(昭和四十二年法律第 号)第四條第二項の認定を受けたもの

第二章第二節第一款の款名中「場合」を「場合等」に改める。

第十條第一項中「その有する」を「政令で定めるところによりその有する」に、「を政令で定めるところにより廃棄した」を「の廃棄(特定繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)第七條の規定により廃棄とみなされる引渡しを含む。以下この項において同じ)をした」に、「その廃棄した」を「その廃棄をした」に改め、第二

章第二節第一款中同条の次に次の一条を加える。
(試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除)

第十條の二 青色申告書を提出する個人の昭和四十三年から昭和四十五年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(その試験研究費に充てられた他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ)が昭和四十一年からその年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額(当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年に就いてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額)のうち最も多い額をこえる場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、そのこえる部分の金額の百分の二十五に相当する金額(当該金額がその年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十に相当する金額をこえる場合には、当該百分の十に相当する金額)を控除する。ただし、昭和四十三年以後に事業を開始した個人(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した者を除く)のその開始した日の属する年分については、この限りでない。

2 前項に規定する試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で政令で定めるものをいう。

3 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定

による控除を受ける金額についてのその控除に
関する記載があり、かつ、当該金額の計算に關
する明細書の添付がある場合に限り、適用す
る。この場合において、同項の規定により控除
される金額は、当該金額として記載された金額
に限るものとする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項に規定す
る個人が同項に規定する事業所得を生ずべき事
業を昭和四十一年以後に相続又は包括遺贈によ
り承継した者である場合における同年からその
年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算
上必要経費に算入される試験研究費の額の計算
その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、
政令で定める。

6 その年分の所得税について第一項の規定の適
用を受ける場合における所得税法第二百二十条第
一項第三号に掲げる所得税の額の計算について
は、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、
「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法(昭和
三十二年法律第二十六号)第十条の二第一項(試
験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別
控除)」とする。

第十一條第一項の表の第一号中「又は第三号」を
「から第四号まで」に改め、同表中第四号を第五号
とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公害その他これに準 当該機械三分の一 する公共の災害の防止 その他の に資する機械その他の 設備 設備のうちその設置を することが緊急に必要 なものと政令で定 めるものを事業の用に 供する個人	
---	--

第十二条を削り、第十二条の二第二項中「第十
一条を「前条」に、「第十二条の二」を「第十二条」
に改め、同条第三項中「第十二条」を「前条」に改
め、同条を第十二条とする。
第十三条第一項中「第十一条から前条まで」を

「前二条」に改める。

第十三条の二第二項中「第十一条から前条まで」
を「前二条」に、「第九号」を「第二号」に改め、第二
号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 当該個人がその年十二月三十一日において
中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律
第 号)第六條第一項に規定する中小漁
業者に該当し、かつ、その年において同法第
二條第二項に規定する指定業種(昭和四十二
年六月一日から昭和四十五年三月三十一日ま
での間に同項に規定する政令で定められ、か
つ、その定められた日がその年又はその年の
前年以前五年の期間内に含まれるものに限
る。)に属する事業を主として営む場合として
政令で定める場合 漁船

第十三条の三第三項中「昭和四十二年五月三十
一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に、「第二
号」を「第三号」に、「第一号」を「第一号又は第二
号」に、「同号」を「これら」に改め、同条第四項第
三号中「著作権(映画フィルムの上映権を含む)」の
譲渡又は提供(「映画フィルムの上映権その他
著作権の譲渡又は提供(映画フィルムの上映権の
譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定めるも
のを含むものとし、」に改め、「当該取引」の下に
「とする」を加え、同項第四号中「又は検査」を「若
しくは検査」に、「又は製造に關するもののうち」
を「若しくは製造に關するもの又は測量に係る役
務の提供のうち、」に、「当該取引」を「これらの
取引」に改め、同条第七項第五号を次のように
改める。

五 第四項第三号に規定する映画フィルムの上
映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令
で定める取引をした場合には、当該取引によ
る収入金額として政令で定める金額

第十三条の三第七項第六号中「第四項第七号」を
「第四項第四号」に規定する測量に係る役務の提供
又は同項第七号に、「当該建設請負」を「当該役務
の提供又は建設請負」に改め、同項第七号を同項
第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 第四項第五号又は第六号に規定する用船契
約により船舶を用船した者の締結した再運送
契約に基づきこれらの号に掲げる運送を行
なった場合には、当該再運送契約に基づく運
送による収入金額から当該用船契約に基づく
運送についての運送料として支払う金額に相
当する金額を控除した金額

第十三条の三第八項に次のただし書を加える。
ただし、第三号各号に掲げる取引による収入
金額については、その保存する大蔵省令で定め
る書類又は帳簿によつて次の各号に掲げる取引
の区分に応じ当該各号に掲げる事実を該当する
ことが認められる当該取引による収入金額(納
税地の所轄税務署長が指定した個人について
は、政令で定めるところにより証明された当該
取引による収入金額)によることができる。

第十四条第二項中「昭和四十二年五月三十一日」
を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第十六條第一項中「昭和四十二年五月三十一日」
を「昭和四十四年三月三十一日」に改め、同条第二
項中「政令で定める年数とその耐用年数として定
める」に「政令で定める年数とその耐用年数として定
める」に改め、同条第三項中「当該建築物又は排水
坑道について同項の規定により計算した償却費の
額とその百分の三十に相当する金額との合計額」
に改める。

第十九條の見出しを「(価格変動準備金)」に改
め、同条第一項中「以下この条において「繰入限
度額」という。」を削り、「勘定に繰り入れたとき
は、その繰り入れた金額を」として積み立てた
ときは、当該積み立てた金額に、「当該繰入」を当
該積立てに改め、同項第二号中「又は同日におけ
る当該たな卸資産の価格の合計額のうちいずれか
少ない金額」を削り、同条第二項を削り、同条第
三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二
項とし、同条第四項中「勘定の額」を「の金額」に改
め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、
同条第六項中「第二項から前項まで」を「前二項」
に改め、「及び第二項」を削り、同項を同条第四
項とし、同条第七項中「その年分の繰入限度額」

を「同項の積み立てた金額」に改め、同項を同条
第五項とする。

第二十條の見出しを「(海外市場開拓準備金)」に
改め、同条第一項中「(以下この条において「海外
取引」という。及び(以下この条において「海外
市場開拓準備金勘定の繰入限度額」という。))」を
削り、「勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」
を「として積み立てたときは、当該積み立てた金
額」に、「その繰入れを」を「当該積立て」に改め、同
条第二項中「勘定の金額」を「の金額」に、「第四
項」を「次項」に改め、「若しくは次項」を削り、「繰
入れ」を「積立て」に改め、同条第三項を削り、同
条第四項中「勘定を設けている」を「を積み立てて
いる」に、「前項後段の規定を準用する」を「当該海
外市場開拓準備金の金額をその積立てをした年別
に区分した各金額のうち、その積立てをした年が
最も古いものから順次繰入金額に算入されるも
のとする」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「前二
項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同
条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てて
いる」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「前三項及
び第十項」を「前二項及び第八項」に改め、同項を
同条第四項とし、同条第六項中「及び第三項」を削
り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、
同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第
七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、
同条第十項中「勘定を設けている」を「を積み立て
ている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同
項を同条第八項とし、同条第十一項中「勘定の金
額」を「の金額」に改め、同項を同条第九項とし、
同条第十二項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、
同項を同条第十項とする。

第二十條の二の見出しを「(商品取引責任準備
金)」に改め、同条第一項中「勘定に繰り入れたと
きは、当該積み立てた金額を」として積み立てたとき
は、当該積み立てた金額に、「その繰入れ」を「当
該積立て」に改め、同条第二項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、
同条第三項中「第五項までの規定に「勘定を設け
ている」を積み立てている」に、「勘定の金額」
を「の金額」に改め、同条第六項中「第七項」を「第

を「同項の積み立てた金額」に改め、同項を同条
第五項とする。

第二十條の見出しを「(海外市場開拓準備金)」に
改め、同条第一項中「(以下この条において「海外
取引」という。及び(以下この条において「海外
市場開拓準備金勘定の繰入限度額」という。))」を
削り、「勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」
を「として積み立てたときは、当該積み立てた金
額」に、「その繰入れを」を「当該積立て」に改め、同
条第二項中「勘定の金額」を「の金額」に、「第四
項」を「次項」に改め、「若しくは次項」を削り、「繰
入れ」を「積立て」に改め、同条第三項を削り、同
条第四項中「勘定を設けている」を「を積み立てて
いる」に、「前項後段の規定を準用する」を「当該海
外市場開拓準備金の金額をその積立てをした年別
に区分した各金額のうち、その積立てをした年が
最も古いものから順次繰入金額に算入されるも
のとする」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「前二
項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同
条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てて
いる」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「前三項及
び第十項」を「前二項及び第八項」に改め、同項を
同条第四項とし、同条第六項中「及び第三項」を削
り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、
同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第
七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、
同条第十項中「勘定を設けている」を「を積み立て
ている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同
項を同条第八項とし、同条第十一項中「勘定の金
額」を「の金額」に改め、同項を同条第九項とし、
同条第十二項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、
同項を同条第十項とする。

第二十條の二の見出しを「(商品取引責任準備
金)」に改め、同条第一項中「勘定に繰り入れたと
きは、当該積み立てた金額を」として積み立てたとき
は、当該積み立てた金額に、「その繰入れ」を「当
該積立て」に改め、同条第二項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、
同条第三項中「第五項までの規定に「勘定を設け
ている」を積み立てている」に、「勘定の金額」
を「の金額」に改め、同条第六項中「第七項」を「第

を「同項の積み立てた金額」に改め、同項を同条
第五項とする。

第二十條の見出しを「(海外市場開拓準備金)」に
改め、同条第一項中「(以下この条において「海外
取引」という。及び(以下この条において「海外
市場開拓準備金勘定の繰入限度額」という。))」を
削り、「勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」
を「として積み立てたときは、当該積み立てた金
額」に、「その繰入れを」を「当該積立て」に改め、同
条第二項中「勘定の金額」を「の金額」に、「第四
項」を「次項」に改め、「若しくは次項」を削り、「繰
入れ」を「積立て」に改め、同条第三項を削り、同
条第四項中「勘定を設けている」を「を積み立てて
いる」に、「前項後段の規定を準用する」を「当該海
外市場開拓準備金の金額をその積立てをした年別
に区分した各金額のうち、その積立てをした年が
最も古いものから順次繰入金額に算入されるも
のとする」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「前二
項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同
条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てて
いる」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「前三項及
び第十項」を「前二項及び第八項」に改め、同項を
同条第四項とし、同条第六項中「及び第三項」を削
り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、
同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第
七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、
同条第十項中「勘定を設けている」を「を積み立て
ている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同
項を同条第八項とし、同条第十一項中「勘定の金
額」を「の金額」に改め、同項を同条第九項とし、
同条第十二項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、
同項を同条第十項とする。

第二十條の二の見出しを「(商品取引責任準備
金)」に改め、同条第一項中「勘定に繰り入れたと
きは、当該積み立てた金額を」として積み立てたとき
は、当該積み立てた金額に、「その繰入れ」を「当
該積立て」に改め、同条第二項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、
同条第三項中「第五項までの規定に「勘定を設け
ている」を積み立てている」に、「勘定の金額」
を「の金額」に改め、同条第六項中「第七項」を「第

を「同項の積み立てた金額」に改め、同項を同条
第五項とする。

第二十條の見出しを「(海外市場開拓準備金)」に
改め、同条第一項中「(以下この条において「海外
取引」という。及び(以下この条において「海外
市場開拓準備金勘定の繰入限度額」という。))」を
削り、「勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」
を「として積み立てたときは、当該積み立てた金
額」に、「その繰入れを」を「当該積立て」に改め、同
条第二項中「勘定の金額」を「の金額」に、「第四
項」を「次項」に改め、「若しくは次項」を削り、「繰
入れ」を「積立て」に改め、同条第三項を削り、同
条第四項中「勘定を設けている」を「を積み立てて
いる」に、「前項後段の規定を準用する」を「当該海
外市場開拓準備金の金額をその積立てをした年別
に区分した各金額のうち、その積立てをした年が
最も古いものから順次繰入金額に算入されるも
のとする」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「前二
項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同
条第五項中「勘定を設けている」を「を積み立てて
いる」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「前三項及
び第十項」を「前二項及び第八項」に改め、同項を
同条第四項とし、同条第六項中「及び第三項」を削
り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、
同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第
七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、
同条第十項中「勘定を設けている」を「を積み立て
ている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同
項を同条第八項とし、同条第十一項中「勘定の金
額」を「の金額」に改め、同項を同条第九項とし、
同条第十二項中「勘定の金額」を「の金額」に改め、
同項を同条第十項とする。

五項に改め、第二章第二節第二款中同条を第二十條の三とし、同条の前に次の一条を加える。

(日本万国博覧会出展準備金)

第二十條の二 國際博覧会に關する條約の適用を

受けて昭和四十五年に開催される日本万国博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものと

の間に当該博覧会への出展参加契約を締結した

青色申告書を提出する個人が、昭和四十二年六

月一日から昭和四十五年三月十四日までの期間

内の日の属する各年(事業を廃止した日の属す

る年を除く)において、その出展に要する費用

で政令で定めるものの支出に充てるため、当該

費用の額として政令で定めるところにより計算

した金額に、第一号に掲げる月数のうちに第二

号に掲げる月数の占める割合を乗じて計算した

金額以下の金額を日本万国博覧会出展準備金と

して積み立てたときは、当該積み立てた金額

は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の

計算上、必要経費に算入する。

一 当該出展参加契約を締結した日(その日が

昭和四十二年六月一日前である場合には、同

日。次号において同じ。)から昭和四十五年三

月十四日までの期間の月数

二 その年において事業を営んでいた期間(当

該出展参加契約を締結した日以前の期間及び昭

和四十五年三月十五日以後の期間を除く)の

月数

2 前項の日本万国博覧会出展準備金を積み立て

ている個人の各年において、同項に規定する政

令で定める費用の対象となつた資産について生

じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の

金額の計算上必要経費に算入される金額がある

場合には、その年の前年から繰り越された日本

万国博覧会出展準備金の金額(その日まで)にこ

の項又は次項の規定により繰り越した金額に算入さ

れた、又は算入されるべきこととなつた金額が

ある場合には、当該金額を控除した金額。以下

この条において同じ。)のうち当該必要経費に算

入される金額に相当する金額は、その年分の事

業所得の金額の計算上、総収入金額に算入す

る。

3 第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立

てている個人が次の各号に掲げる場合に該当す

ることとなつた場合には、当該各号に掲げる金

額に相当する金額は、その該当することとなつ

た日の属する年分の事業所得の金額の計算上、

総収入金額に算入する。

一

第一項の出展をしないこととなつた場合

その出展しないこととなつた日における日本

万国博覧会出展準備金の金額

二 昭和四十六年三月十三日が到来した場合

その日における日本万国博覧会出展準備金の

金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

その譲渡し、又は廃止した日における日本万

国博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合に

おいて日本万国博覧会出展準備金の金額を取

りくずした場合、その取りくずした日におけ

る日本万国博覧会出展準備金の金額のうちそ

の取りくずした金額に相当する金額

4 第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立

てている個人が青色申告書の提出の承認を取り

消され、又は青色申告書による申告を要する旨

の届出書の提出をした場合には、その承認の取

消の基因となつた事実のあつた日又はその届

出書を提出した日(その届出書の提出をした日

が青色申告書による申告を要した年の翌年であ

る場合には、そのやめた年の十二月三十一日)

における日本万国博覧会出展準備金の金額は、

政令で定めるところにより、その日の属する年

分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、

総収入金額に算入する。この場合においては、

当該日本万国博覧会出展準備金の金額について

は、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に

満たない端数を生じたときは、これを一月とす

る。

6 第十九条第五項の規定は、第一項の規定を適

用する場合について準用する。

7 第二十條第八項から第十項までの規定は、第

一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てて

いる個人が死亡した場合について準用する。こ

の場合において、同条第八項中「又は青色申告

書の承認申請書を提出した者でないとき」とあ

るのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提

出した者又はその年十二月三十一日までに日本

万国博覧会への出展参加契約を締結した者でな

いとき」と、同条第九項中「青色申告書の承認申

請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色

申告書の承認申請書を提出した者であり、か

つ、その年十二月三十一日までに日本万国博覧

会への出展参加契約を締結した者であるとき」と、

それぞれ読み替へるものとする。

第二十一條第三項及び第四項中「第八項」を「第

八項本文に」、「同項」を「同項本文に」に改め、

同条第五項中「第八項」を「第八項本文に」、「第

一及び第五号から第七号まで」を「第五号の規定

は、第一項の規定を適用する場合について、同条

第六項第一号及び第六号から第八号まで」に改め

る。

第二十二條の見出しを「探鉱準備金」に改め、

同条第一項中「勘定に繰り入れたときは、当該繰

入金額」を「勘定に繰り入れたときは、当該繰

入金額」として積み立てたときは、当該積み立

てた金額に、「その繰入れ」を「当該積み立て」に改

め、同条第三項中「勘定の金額」を「勘定に

「繰入れ」を「積み立て」に改め、同条第四項中「勘定

を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の

金額」を「勘定に」に、「繰入れ」を「積み立て」に改

め、同条第五項中「勘定を設けている」を「勘定に

立てている」に、「勘定の金額」を「勘定に」に改め、

同条第六項中「第七項」を「第五項」に改め、同条第

七項中「第十項から第十二項まで」を「第八項から

第十項まで」に、「勘定を設けている」を「積み立

てている」に改める。

第二十三條第一項第一号中「並びにこれらの法

律に基づく命令」を「第四十九條第一項」に改め、

同項第二号中「勘定の金額」を「勘定に」に改める。

第二十四條第一項中「昭和四十二年五月三十一

日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、「五年

間」を「五年間」に改め、政令で定めるところにより、

「五年間」を「五年間」に改め、同条第二項中「ない場合には、適用しない」を

「ある場合に限り、適用する」に改める。

第二十五條第一項中「昭和四十二年五月三十一

日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改め、「三年

間」を「三年間」に改め、政令で定めるところにより、

「三年間」を「三年間」に改め、第二章第二節第四款中同条の次に次の一条を

加える。

(肉用牛の売却による農業所得の免税)

第二十五條の二 農業(所得税法第二條第一項第

三十四号に規定する事業をいう。)を営む個人

が、その飼育した肉用牛(農業災害補償法(昭和

二十二年法律第百八十五号)第百十一條第一項

に規定する肉用牛をいう。以下この条において

同じ。)を昭和四十二年六月一日から昭和四十七

年三月三十一日までの間に家畜取引法(昭和三十

一年法律第百二十三号)第二條第三項に規定

する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定め

る市場において売却した場合には、政令で定め

るところにより、当該個人がその売却をした日

の属する年分のその売却により生じた事業所得

に対する所得税を免除する。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の

適用を受けようとする旨及び同項に規定する事

業所得の明細に關する事項の記載があり、かつ、

肉用牛の売却が同項の市場において行なわ

れたこと及びその売却価額を証する書類の添附

がある場合に限り、適用する。

第二十七條中「第二百五條第一号」を「第二百五

條第二号」に改める。

第二十八條を削り、第二十八條の二の見出し中

「準備金勘定」を「準備金」に改め、同条を第二十八

條とする。

第二十八條の三の見出し中「準備金勘定」を「準

備金」に改め、同条を第二十八條の二とし、第二

章第二節第五款中同条の次に次の一条を加える。

第一類第五号 大蔵委員會議録第十二号(その二)

昭和四十二年五月十六日

三

(特定織布業商工組合に納付した特定織布業構造改善準備金に係る納付金の必要経費算入)
第二十八條の三 第五十六條の三第一項に規定する特定織布業商工組合の組合員である事業を営む個人が当該特定織布業商工組合に同項に規定する納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、当該個人のその納付の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

第二十九條の見出し中「貸付け」を「貸付け等」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「経済的利益」の下に「又は支払を受けた金額」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。
3 給与所得者等が、自己の居住の用に供する住宅等の取得に要する資金を金融機関その他政令で定めるものから借り受けた場合において、その利子で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に支払うべきものに充てるための全部又は一部に相当する金額を当該期間内にその使用者から使用人である地位に基づいて支払を受けたときは、その支払を受けた金額については、所得税を課さない。

第三十條の二第一項中「昭和四十二年十二月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に改め、第二章第四節第一款中同条の次に次の一條を加える。
(山林所得に係る森林計画特別控除)
第三十條の三 個人が、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの間に、その有する山林の全部につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五條第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画に基づいてその山林の全部又は一部の伐採(間伐のための伐採を除く)をし、又は譲渡(交換及び出資による譲渡その他政令で定める譲渡を除く)をした場合(所得税法第五十九條第一項第一号の規定の適用がある場合及

び当該山林の伐採又は譲渡につき前条の規定の適用を受ける場合を除く)には、当該伐採又は譲渡の日の属する年分の当該伐採又は譲渡に係る山林所得の金額に対する同法第三十二條第三項の規定の適用については、同項に規定する必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から当該山林に係る森林計画特別控除額を控除した残額に相当する金額とする。

2 前項に規定する森林計画特別控除額は、同項に規定する山林の伐採又は譲渡に係る収入金額の百分の二十に相当する金額(当該金額が当該収入金額の百分の五十に相当する金額から所得税法第三十二條第三項に規定する必要経費の額を控除した残額をこえる場合には、当該残額)とする。

3 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による山林所得の金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

第三十一條第一項第一号中「次条及び第三十四條」を「第三十四條まで」に改め、「昭和二十六年法律第二百四十九号」を削り、同条第二項中「一年」を「二年」に改める。

第三十二條第一項中「所得税法第二十七條、第三十二條、第三十三條又は第三十五條の規定の適用については」を「その者については、その選択により」に、「みなす」を「して」、所得税法第二十七條、第三十二條、第三十三條又は第三十五條の規定を適用することができるに改める。

第三十三條第一項中「含む」の規定の適用を受けないとき(その適用)を含む。以下この項において同じ。又は次条の規定の適用を受けないとき(第三十一條の規定の適用)に、「これらの規定の適用」を「第三十一條の規定の適用」に、「この条及び第三十三條の三」を「第三十四條まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4 所得税法第三十二條第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額の計算の基礎となつた

山林所得の金額又は譲渡所得の金額のうち第一項(第二項において準用する場合を含む)の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額がある場合には、当該譲渡に係る同法第三十六條の規定による利子税のうち当該譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額に対する所得税の額に对应する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、免除する。

第三十三條の二を次のように改める。

(収用換地等の場合の譲渡所得等の特別控除)
第三十三條の二 個人の有する資産で第三十一條第一項各号又は第三十二條第一項各号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合(第三十一條第三項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合及び市街地改造法第三十六條第一項又は第四十一條第二項の規定に該当することとなつたことに伴い、第三十二條第五項の規定により同項に規定する土地等又は建築物につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む)において、その者がその年中にその該当することとなつた資産の全部につき第三十一條及び第三十二條の規定の適用を受けないとき(第三十二條の規定の適用を受けず、かつ、第三十一條の規定の適用を受けた場合において、次条第一項の規定による修正申告書を提出したことにより第三十一條の規定の適用を受けないこととなる場合を含む)は、これらの全部の資産の収用換地等による譲渡に対する所得税法第三十二條又は第三十三條の規定の適用については、山林所得に係る収入金額から必要経費を控除した残額又は譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、これらの資産の収用換地等による譲渡に係るこれらの残額に相当する金額から、政令で定めるところにより、

千二百万円(当該残額に相当する金額が千二百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額の二分の一に相当する金額とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合に、当該各号に掲げる資産について適用しない。

一 前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取りこわし、除去又は使用(以下この条において「買取り等」という)の申出をする者(以下この条において「公共事業施行者」という)から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日(当該資産の当該譲渡につき土地収用法第四十六條の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法第三條第一項若しくは第五條第一項の規定による許可を受けなければならぬ場合には、同日から政令で定める期間を経過した日)までにされなかつた場合 当該資産

二 一の買取り等の申出に係る前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が二以上あつた場合において、これらの譲渡が当該資産につき最初に申出のあつた日の属する年以後の二以上の年にわたつてされたとき 当該資産のうち、最初に当該譲渡があつた年において譲渡された資産以外の資産

三 前項に規定する資産の収用換地等による譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の者からされた場合(当該申出を受けた者の死亡によりその者から当該資産を取得した者が当該譲渡をした場合を除く) 当該資産

3 第一項の規定は、同項に規定する残額に相当する金額が千二百万円をこえる場合には、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書又は同項の修正申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする資産につき公共

事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。ただし、これらの申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添付がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該資産の取用換地等による譲渡に係る譲渡所得につき国税通則法第二十四条から第二十六条までの規定による更正又は決定を受けるまでの間に、当該記載をした書類及び当該大蔵省令で定める書類を提出したときは、この限りでない。

4 公共事業施行者は、大蔵省令で定めるところにより、第二項の買取り等の申出に係る資産の全部につき前項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買取り等に係る支払に関する調書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前条第四項の規定は、所得税法第二百三十二条第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額の計算の基礎となつた山林所得の金額又は譲渡所得の金額のうち第一項の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額がある場合について準用する。

第三十四条第一項第一号及び第二号中「譲渡等」を「取用換地等」による譲渡に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第三十八条の二第二項中「第三十三條又は」を「第三十三條、第三十三條の二又は」に改める。

第三十八条の大第六項及び第三項並びに第三十八条の九中「昭和四十二年十二月三十一日」を「昭和四十三年十二月三十一日」に改める。

第三十八条の十二第一項中「場合には、第三十三條の下に又は第三十三條の二」を加える。

第三十八条の十三を次のように改める。
(特定住宅地造成事業に係る譲渡所得の特別控

第一類第五号 大蔵委員會議録第十二号(その二)

除)

第三十八条の十三 個人が、昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地又は土地の上に存する権利(以下この項において「土地等」という。)を特定住宅地造成事業の用に供するために譲渡した場合には、その者がその年中に当該譲渡をした土地等の全部につき第三十五條、第三十八條、第三十八條の二、第三十八條の三、第三十八條の六、第三十八條の九及び前条の規定の適用を受けないときは、これらの全部の土地等の当該譲渡に対する所得税法第三十三條の規定の適用については、譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた土地等の取得費及びその土地等の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該土地等の譲渡に係る当該残額に相当する金額から三百万円(当該残額に相当する金額が三百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額とする。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による譲渡所得の金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 第一項に規定する特定住宅地造成事業とは、住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第六十号)第四條の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二條第三項に規定する事業主が行なう同法第二項に規定する住宅地造成事業で、次の要件に該当するものとして都道府県知事が建設大臣の承認を得て指定した事業をいう。

一 住宅地造成事業に関する法律第二條第五項に規定する施行地区の面積が政令で定める面積以上であること。

二 前号の施行地区内の道路、公園その他の公共の用に供する空地の面積の合計が当該施行地区の面積の百分の二十五以上であり、かつ、学校その他の公益的施設の敷地が確保されてい

つ、学校その他の公益的施設の敷地が確保されてい

三 当該事業により造成された宅地の処分予定価額が政令で定める金額以下であること。

四 その他政令で定める要件

第四十條第五項中「第九十一條第一項」を「第七十八條第一項」に改める。

第二章第五節を次のように改める。

第五節 住宅貯蓄控除

(用語の意義)

第四十一條の二 この節において「住宅貯蓄契約」とは、地方住宅供給公社と締結した地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四号)第二十一条第二項に規定する住宅の積立分譲に関する契約、住宅金融公庫と締結した住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十七條の三第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約、日本住宅公団と締結した日本住宅公団法(昭和三十一年法律第五十三号)第四十九條第二項に規定する特別住宅債券若しくは宅地債券の購入に関する契約又は金融機関と締結した預貯金

の預入、合同運用信託(貸付信託を除く)の信託、貸付信託の受益証券若しくは公社債の購入に関する契約で住宅の用に供する家屋若しくはその敷地の取得を目的とするものうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

一 三年以上の期間(以下この条において「積立期間」という。)にわたつて定期に金銭の積立て、預入若しくは信託又は債券の購入(以下この節において「積立て等」という。)をするものであること。

二 積立期間の満了後貯蓄取扱機関その他政令で定める者からすみやかに住宅の用に供する家屋又はその敷地を取得するものであること。

三 積立期間中に積立て等をした金額(当該金額に係る利子その他政令で定めるものを含む)は、住宅の用に供する家屋又はその敷地の取得のための対価の一部(以下この条において「頭金」という。)に充てられるものであること。

四 住宅の用に供する家屋及びその敷地の取得のための対価から頭金を控除した残額に相当する金額は、貯蓄取扱機関から、若しくはそのあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払うか、又は第二号に規定する者に対し賦払の方法により支払うものであること。

五 前号の貸付金の返済又は賦払の期間が二十年(耐火構造及び簡易耐火構造以外の家屋又はその敷地に係る貸付金については、十八年)以上であり、かつ、その利率(賦払の方法によるものについては、政令で定めるところにより計算した割合)が年七分五厘以下であること。

六 取得する家屋の床面積及びその敷地の面積が政令で定める面積以下であること。

七 当該契約が金銭の積立て、預入若しくは信託に関するものである場合には、その積立て、預入若しくは信託の日から頭金の支払をする日までの間のその払出しをしないこと又は当該契約が債券の購入に関するものである場合には、その購入の日から頭金の支払をする日までの間金融機関に保管の委託をし、若しくは登録をするものであること。

八 その他政令で定める要件

2 この節において「貯蓄取扱機関」とは、居住者と住宅貯蓄契約を締結した者をいう。

3 この節において「住宅貯蓄控除」とは、次条第一項の規定による控除をいう。

(住宅貯蓄控除)

第四十一條の三 居住者が昭和四十三年一月一日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約に基づいて積立て等をした場合には、その者のその積立て等をした年分の所得税法第九十二條第一項に規定する所得税額から、それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額(その金額が一万円をこえる場合には、一万円)を控除する。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨その他住宅貯蓄控除に関する事項の記載があり、かつ、第四十一条の五第一項の規定により交付された積立て等をした金額の証明に関する書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、前項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

3 所得税法第九十二条第二項の規定は、住宅貯蓄控除をすべき金額について準用する。この場合において、同項中「前項の規定による控除」とあるのは、「前項の規定による控除及び租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一条の二第三項(住宅貯蓄控除)に規定する住宅貯蓄控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは、「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替へるものとする。

4 その年分の所得税について住宅貯蓄控除を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第四十一条の三第一項(住宅貯蓄控除)」とする。

4 前項の規定は、政令で定めるところにより、その居住者が住宅貯蓄控除を受けた後、住宅貯蓄契約又はその履行につき第四十一条の二第二項各号に掲げる要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、その居住者から当該契約に係る住宅貯蓄控除の額に相当する金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しななければならない。

2 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、貯蓄取扱機関については、所得税法第二条第一項第四十四号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなし、居住者については、同項の事実が生じた日の属する年分の当該源泉徴収に係る所得税とみなして、それぞれ同法(第二編第五

章、第三編及び第五編第一章を除く)並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。
(住宅貯蓄控除に係る実施規定等)
第四十一条の五 貯蓄取扱機関は、政令で定めるところにより、住宅貯蓄契約をした居住者に対し、その者が積立て等をした金額その他必要な事項を証する書類を交付しなければならない。
2 税務署長は、住宅貯蓄控除を受ける居住者が提出した確定申告書を受領した場合には、遅滞なく、当該申告書に記載された住宅貯蓄控除の額を書面により当該住宅貯蓄控除に係る貯蓄取扱機関に通知しなければならない。
3 前項の通知を受けた貯蓄取扱機関は、帳簿を備え、当該通知に係る居住者の各人別にその者の住宅貯蓄控除の額を明らかにし、かつ、当該帳簿を大蔵省令で定めるところにより保存しなければならない。

4 前二条及び前三項に定めるもののほか、第四十一条の三第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十一条の六 削除
第四十一条の九 第一項並びに第四十一条の十一第一項及び第二項中「昭和四十二年十二月三十一日」と「昭和四十四年十二月三十一日」に改める。
第四十一条の十二の見出し中「償還差益」を「発行差金」に改め、同条中「昭和四十二年五月三十一日」と「昭和四十四年三月三十一日」に、「償還差益」を「発行差金」に改め、第二章第六節同条を第四十一条の十三とし、同条の前に次の一条を加える。
(償還差益に対する分離課税等)
第四十一条の十二 個人が昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債(電信電話債券にあつては、昭和四十二年十月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行されたものとする。以下この条において同じ)について支払を受けるべき償還差益については、所得税法第二十二条、第八十九条及び第九十一条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し、百分の五の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人又は外国法人は、国内において昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき支払を受けるべき償還差益について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の五の税率を適用して所得税を課する。
3 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債の発行者は、政令で定めるところにより、当該割引債の発行の際これを取得する者からその割引債の券面金額から発行価額を控除した金額に百分の五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十四号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法(第二編、第三編及び第五編第一章を除く)並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還(買入消却を含む)が行なわれる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者(当該取得者と当該償還を受ける者)とが異なる場合には、当該償還を受ける者が償還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税とみなす。この場合において、当該取得者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第百条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一条の二第二項(償還差益に対する分離課税等)に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。
昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月

三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が償還期限を繰り上げて償還をする場合又は当該期限内に買入消却をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その償還(買入消却を含む)を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で前項の所得税とみなされたものの額に相当する金額の一部を還付する。
6 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が所得税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者に対し、償還差益の支払(公益信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る)をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額(前項の規定により還付を受ける額を除く)に相当する金額の全部又は一部を還付する。
7 第一項から前項までに規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債(大蔵省証券その他の政令で定めるものを除く)をいい、これらの規定に規定する償還差益とは、割引債の償還金額(買入消却が行なわれる場合には、その買入金額)がその発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。
8 第三項から第六項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。
第四十二条の二第四項中「第九十九条」を「第九十三条」に、「第三項」を「第二項」に改める。
第四十二条の三第一項及び第五項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。
第四十二条の四第一項中「その有する」を「当該期間内に政令で定めるところによりその有する」

3 前項の規定は、政令で定めるところにより、その発行者が所得税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者に対し、償還差益の支払(公益信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る)をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額(前項の規定により還付を受ける額を除く)に相当する金額の全部又は一部を還付する。
7 第一項から前項までに規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債(大蔵省証券その他の政令で定めるものを除く)をいい、これらの規定に規定する償還差益とは、割引債の償還金額(買入消却が行なわれる場合には、その買入金額)がその発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。
8 第三項から第六項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。
第四十二条の二第四項中「第九十九条」を「第九十三条」に、「第三項」を「第二項」に改める。
第四十二条の三第一項及び第五項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。
第四十二条の四第一項中「その有する」を「当該期間内に政令で定めるところによりその有する」

5 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が償還期限を繰り上げて償還をする場合又は当該期限内に買入消却をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その償還(買入消却を含む)を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で前項の所得税とみなされたものの額に相当する金額の一部を還付する。
6 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が所得税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者に対し、償還差益の支払(公益信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る)をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額(前項の規定により還付を受ける額を除く)に相当する金額の全部又は一部を還付する。
7 第一項から前項までに規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債(大蔵省証券その他の政令で定めるものを除く)をいい、これらの規定に規定する償還差益とは、割引債の償還金額(買入消却が行なわれる場合には、その買入金額)がその発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。
8 第三項から第六項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。
第四十二条の二第四項中「第九十九条」を「第九十三条」に、「第三項」を「第二項」に改める。
第四十二条の三第一項及び第五項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。
第四十二条の四第一項中「その有する」を「当該期間内に政令で定めるところによりその有する」

5 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が償還期限を繰り上げて償還をする場合又は当該期限内に買入消却をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その償還(買入消却を含む)を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で前項の所得税とみなされたものの額に相当する金額の一部を還付する。
6 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が所得税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者に対し、償還差益の支払(公益信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る)をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額(前項の規定により還付を受ける額を除く)に相当する金額の全部又は一部を還付する。
7 第一項から前項までに規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債(大蔵省証券その他の政令で定めるものを除く)をいい、これらの規定に規定する償還差益とは、割引債の償還金額(買入消却が行なわれる場合には、その買入金額)がその発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。
8 第三項から第六項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。
第四十二条の二第四項中「第九十九条」を「第九十三条」に、「第三項」を「第二項」に改める。
第四十二条の三第一項及び第五項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。
第四十二条の四第一項中「その有する」を「当該期間内に政令で定めるところによりその有する」

三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が償還期限を繰り上げて償還をする場合又は当該期限内に買入消却をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その償還(買入消却を含む)を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で前項の所得税とみなされたものの額に相当する金額の一部を還付する。
6 昭和四十二年七月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に発行された割引債につき、その発行者が所得税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者に対し、償還差益の支払(公益信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る)をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額(前項の規定により還付を受ける額を除く)に相当する金額の全部又は一部を還付する。
7 第一項から前項までに規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債(大蔵省証券その他の政令で定めるものを除く)をいい、これらの規定に規定する償還差益とは、割引債の償還金額(買入消却が行なわれる場合には、その買入金額)がその発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。
8 第三項から第六項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十二条第三項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。
第四十二条の二第四項中「第九十九条」を「第九十三条」に、「第三項」を「第二項」に改める。
第四十二条の三第一項及び第五項中「第七十条の三」を「第七十条の二」に改める。
第四十二条の四第一項中「その有する」を「当該期間内に政令で定めるところによりその有する」

第一類第五号 大蔵委員会議録第十二号(その

昭和四十二年五月十六日

七

七

該工業用機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とを「当該工業用機械等の償却範囲額」は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該工業用機械等の「に改め、相当する金額」の下に「をいう。」を加える。

第四十六條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、各事業年度終了の日において当該法人の有する当該各号に掲げる減価償却資産(当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三條から前条まで、第四十八條、第四十九條若しくは第五十一条又はこれらの規定に係る第五十二條の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該資産の普通償却限度額(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の三分の一に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

第四十六條第一項第一号中「第九條」を「第二條」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 当該法人が当該事業年度終了の日において中小漁業振興特別措置法第六條第一項に規定する中小漁業者に該当し、かつ、当該事業年度において同法第二條第二項に規定する指定業種(昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日が当該事業年度中又は当該事業年度開始の日前五

年の期間内に含まれるものに限る。)に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合 漁船

第四十六條の二第二項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人の昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間(以下この条において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度の直前の事業年度(事業年度が一年である法人以外の法人については、当該直前の事業年度の直前の事業年度。以下この条において「基準年度」という。)の総収入金額(政令で定める収入金額を除く。以下この条において同じ。)のうち、海外取引及び技術等海外取引(以下この条において「海外取引等」という。)による収入金額がある場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する減価償却資産(当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三條から第四十五條まで、前条第一項第三号若しくは次条から第五十一条まで又はこれらの規定に係る第五十二條の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定(当該資産について前条第一項第一号若しくは第二号又は第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を含む。)にかかわらず、当該資産の普通償却限度額(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額に基準海外取引割合を乗じて計算した金額(前条第一項第一号又は第二号の規定の適用を受ける場合には、当該金額に同項に規定する三分の一に相当する金額を加算した金額)をいう。)との合計額(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

第四十六條の二第三項第三号中「著作権(映画フィルムの上映権を含む。の譲渡又は提供)」を「映画フィルムの上映権その他著作権の譲渡又は提供

(映画フィルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし、)に改め、「当該取引」の下に「とする。」を加え、同項第四号中「又は検査」を若しくは検査」に、「又は製造に關するものうちを」を若しくは製造に關するもの又は測量に係る役務の提供のうち、に、「当該取引」を「これらの取引」に改め、同条第六項第五号を次のように改める。

五 第三項第三号に規定する映画フィルムの上映権の譲渡又は提供に準ずるものとして政令で定める取引をした場合には、当該取引による収入金額として政令で定める金額

第四十六條の二第六項第六号中「第三項第七号」を「第三項第四号に規定する測量に係る役務の提供又は同項第七号に、「当該建設請負」を「当該役務の提供又は建設請負」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 第三項第五号又は第六号に規定する用船契約により船舶を用船した者の締結した再運送契約に基づきこれらの号に掲げる運送を行なつた場合には、当該再運送契約に基づく運送による収入金額から当該用船契約に基づく運送についての運送料として支払う金額に相当する金額を控除した金額

第四十六條の二第七項に次のただし書を加える。

ただし、第二項各号に掲げる取引による収入金額については、その保存する大蔵省令で定める書類又は帳簿によつて次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に掲げる事実と該当することが認められる当該取引による収入金額(納税地の所轄税務署長が指定した法人については、政令で定めるところにより証明された当該取引による収入金額)によることができる。

第四十六條の二第九項中「償却範囲額」を「償却限度額」に改める。

第四十七條第一項及び第二項を次のように改める。法人が、昭和三十二年四月一日から昭和三十

九年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅で第十四條第一項に規定する政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用(当該法人の従業員の居住の用を含む。以下この条において同じ。)に供した場合には、当該法人の貸家の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該貸家住宅の償却限度額は、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第三十一条第一項の規定(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該貸家住宅の普通償却限度額(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の百(当該貸家住宅についてその新築の時に同法の規定により定められてい

ときは、百分の二百)に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

2 法人が、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅で第十四條第二項に規定する政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用に供した場合には、当該法人の貸家の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該貸家住宅の償却限度額は、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第三十一条第一項の規定(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該貸家住宅の普通償却限度額(第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の二百(当該貸家住宅についてその新築の時に同法の規定により定められてい

る耐用年数が四十五年（当該法人の昭和四十一年三月三十一日を含む事業年度終了の日以前に新築した当該貸家住宅については、五十年）以上であるときは、百分の三百に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第四十八条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造を有する建物その他の政令で定めるもの（以下この項において「耐火建築物等」という。）で建設後使用されたことのないものを取得し、又は当該耐火建築物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該耐火建築物等の償却限度額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該耐火建築物等の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の百に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第五十条第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第五十一条第一項中「勘定の金額を『金額』に、又は第四十七条から前条まで」を「若しくは第四十七条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項に、法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該共同利用施設の償却範囲額、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とそれを、当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の普通償却限度額の百分の百に相当する金額をいう。）を加える。）に相当する金額の下にをいう。）を加える。

第五十二条第一項中「及び同法に基づく命令」を「第三十二条第一項」に改める。

第五十二条の二の見出し中「償却範囲額」を「償却限度額」に改め、同条第一項中「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額は、これを、償却限度額は、法人税法第三十一条第一項に、この規定の適用を受けるときは、同条を、又は次条の規定の適用を受けるときは、これらに、償却範囲額として」を「償却限度額として」に改め、同項第一号中「法人税法及び同法に基づく命令の規定」を「法人税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第...号）による改正前の法人税法及び同法に基づく命令の規定（以下この条において「旧規定」という。）に、償却範囲額を「旧規定による償却範囲額」に改め、同項第二号中「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額に含まれるこれらの規定」を「償却限度額に旧規定により含まれることとなる旧規定に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を、前項に、前二項を、同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「償却範囲額を、償却限度額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、第三章第一節の三同条の次に次の二条を加える。

第五十条第一項中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第五十一条第一項中「勘定の金額を『金額』に、又は第四十七条から前条まで」を「若しくは第四十七条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項に、法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該共同利用施設の償却範囲額、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とそれを、当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の普通償却限度額の百分の百に相当する金額をいう。）を加える。）に相当する金額の下にをいう。）を加える。

第五十二条第一項中「及び同法に基づく命令」を「第三十二条第一項」に改める。

第五十二条の二の見出し中「償却範囲額」を「償却限度額」に改め、同条第一項中「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額は、これを、償却限度額は、法人税法第三十一条第一項に、この規定の適用を受けるときは、同条を、又は次条の規定の適用を受けるときは、これらに、償却範囲額として」を「償却限度額として」に改め、同項第一号中「法人税法及び同法に基づく命令の規定」を「法人税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第...号）による改正前の法人税法及び同法に基づく命令の規定（以下この条において「旧規定」という。）に、償却範囲額を「旧規定による償却範囲額」に改め、同項第二号中「法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額に含まれるこれらの規定」を「償却限度額に旧規定により含まれることとなる旧規定に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を、前項に、前二項を、同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「償却範囲額を、償却限度額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、第三章第一節の三同条の次に次の二条を加える。

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第五十二条の三 法人の有する減価償却資産で第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条の規定の適用を受けたものにつき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

2 前項に規定する特別償却不足額とは、当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。）において生じた第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条に規定する減価償却資産の特別償却限度額に係る不足額（当該法人の各事業年度における当該資産の償却費として損金の額に算入された金額が当該資産のこれらの規定により計算される償却限度額（第四十六条から第四十九条までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却限度額に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。）のうち、当該不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額以外の金額をいう。

3 第一項の規定は、第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条に規定する減価償却資産の特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書及び同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項に規定する減価償却資産の償却限度額の計算に関する明細書の添附がない場合には、適用しない。

（準備金方式による特別償却）

第五十二条の四 法人で第四十三条から第四十九条まで又は第五十一条の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、それぞれこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。以下この条において同じ。）により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 法人が、前項の規定により損金の額に算入した金額が同項の特別償却限度額に満たない場合には、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後三年以内に終了する各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に限る。）において、その満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に損金の額に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の

場開拓準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額に改め、同条第三項中「第七項」を「第五項」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「第六項」を「第五項」に、「第十項から第十二項まで」を「第八項から第十項まで」に、「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「第四項」を「第三項」に、「第十一項」を「第九項」に改め、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改める。

第五十六条の見出しを「(海外投資損失準備金)」に改め、同条第一項中「損金経理により特定法人別に海外投資損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により特定法人別に海外投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第四項中「勘定の金額」を「の金額」に、「繰入れ」を「積み立て」に、「勘定への繰入金額」を「として積み立てた金額」に改め、同条第五項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「繰入れ」を「積み立て」に、「勘定に係る」を「に係る」に改め、同条第六項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第九項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第十項中「第十項」を「第八項」に、「第十一項」を「第十項」に、「勘定を設けている」を「積み立てている」を「積み立て」に改める。

第五十六条の二の見出しを「(中小企業構造改善準備金等)」に改め、同条第一項中「損金経理により中小企業構造改善準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法(確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により中小企業構造改善準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第五項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第六項中「第十項」を「第八項」に、「第十一項」を「第九項」に、「勘定を設けている」を「積み立てている」に改める。

定を設けている」を「積み立てている」に改める。

第五十六条の三の見出しを「(株式売買損失準備金)」に改め、同条第一項中「損金経理により株式売買損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額」を「損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により株式売買損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額」に改め、同条第二項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「繰入れ」を「積み立て」に改め、同条第三項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に、「繰り入れた」を「積み立てた」に改め、同条第四項及び第五項中「勘定を設けている」を「積み立てている」に、「勘定の金額」を「の金額」に改め、同条第六項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第七項中「第十項」を「第八項」に改め、同条第九項に、「第十一項」を「第十項」に、「勘定を設けている」を「積み立てている」に改め、同条を第五十六条の七とし、同条の前に次の四条を加える。

(特定繊維産業構造改善準備金等)
第五十六条の三 特定繊維工業構造改善臨時措置法第二条第三項に規定する特定繊維産業商工組合(以下この条において「特定繊維産業商工組合」という。)で青色申告書を提出するものが、各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に受けた同法第十六条第一項の承認に係る特定繊維産業構造改善事業計画(以下この条において「事業計画」という。)に従って実施する特定繊維産業構造改善事業(以下この条において「構造改善事業」という。)に係る特定損失に備えるため、当該事業計画に定める賦課の基準によりその組合員に賦課し、かつ、当該賦課に基づいて納付された金額(以下この条において「納付金」という。)の合計額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により特定繊維産業構造改善準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により特定繊維産業構造改善準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する特定損失とは、構造改善事業に係る貸付金及び未収入金でその組合員に対するもの(以下この条において「特定貸金」という。)の貸倒れによる損失をいう。

3 第一項の特定繊維産業構造改善準備金を積み立てている特定繊維産業商工組合について構造改善事業に係る同項に規定する特定損失が生じた場合には、その生じた日における当該特定繊維産業構造改善準備金の金額(その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入され、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該特定損失の額に相当する金額は、当該特定損失が生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特定繊維産業構造改善準備金を積み立てている特定繊維産業商工組合の同項の承認の日以後五年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度終了の日における当該特定繊維産業構造改善準備金の金額が同日における特定貸金の額の合計額の百分の四に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の特定繊維産業構造改善準備金を積み立てている特定繊維産業商工組合が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
一 事業計画の承認を取り消された場合、その

取消しの日における特定繊維産業構造改善準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における特定繊維産業構造改善準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において特定繊維産業構造改善準備金の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における特定繊維産業構造改善準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

6 第一項の特定繊維産業構造改善準備金を積み立てている特定繊維産業商工組合が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における特定繊維産業構造改善準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特定繊維産業構造改善準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

7 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第八項及び第九項の規定は、第一項の特定繊維産業構造改善準備金を積み立てている特定繊維産業商工組合が合併した場合について準用する。この場合において、同条第九項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに第五十六条の三第一項に規定する事業計画につき同項の承認を受けた者でないとき」と読み替へるものとする。

9 特定繊維産業商工組合の特定貸金に該当する法人税法第五十二条第一項に規定する貸金について

ては、同項の規定は、適用しない。

10 特定繊維産業商工組合の組合員である法人が当該特定繊維産業商工組合に納付金を納付した場合に、当該納付金に相当する金額は、当該法人のその納付の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(特定鉄道工事償却準備金)

第五十六条の四 青色申告書を提出する法人で第四十三条第一項の表の第七号に規定するものが、各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、同号に規定する設備の償却に係る費用に充てるため、同号に規定する工事ごとに、政令で定める期間内に当該設備の取得のために支出する金額の四分の一に相当する金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定鉄道工事償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が同項の設備を取得してこれをその事業の用に供した場合において、当該設備につき第四十三条第一項又は同項に係る第五十二條の四第一項の規定の適用を受けるときは、その用に供した日において有する当該特定鉄道工事償却準備金の金額(その日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち、当該設備に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人の同項の設備を取得してこれをその

事業の用に供した日を含む事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定鉄道工事償却準備金の金額がある場合には、当該特定鉄道工事償却準備金の金額については、当該設備をその用に供した日を含む事業年度別に区分し、その区分した設備に係る各金額(以下この項において「設備別残額」という。)ごとに、その区分した設備を事業の用に供した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日における特定鉄道工事償却準備金の金額のうち当該設備に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額(当該計算した金額が当該設備別残額をこえる場合には、当該設備別残額)に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該特定鉄道工事償却準備金の金額のうち既にその事業の用に供した同項の設備に係るものがあるときは、当該設備をその用に供した日を含む事業年度別に区分し、その区分した設備に係る特定鉄道工事償却準備金の金額のうち、その用に供した日を含む事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 解散した場合 当該解散の日における特定鉄道工事償却準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

二 前二項、前号及び次項の場合以外の場合において特定鉄道工事償却準備金の金額を取りくずした場合 その取りくずした日における特定鉄道工事償却準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5 第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)において特定鉄道工事償却準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該特定鉄道工事償却準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

6 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第八項から第十項までの規定は、第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第二項」とあるのは、「第五十六条の四第三項」と読み替へるものとする。

(日本万国博覧会出展準備金)

第五十六条の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和四十五年に開催される日本万国博覧会を主催する団体その他の政令で定めるところの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月十四日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費

用の額として政令で定めるところにより計算した金額に、第一号に掲げる月数のうちに第二号に掲げる月数の占める割合を乗じて計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により日本万国博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和四十二年六月一日前である場合には、同日。次号において同じ。)から昭和四十五年三月十四日までの期間の月数

二 当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日以前の期間及び昭和四十五年三月十五日以後の期間を除く。)の月数

2 前項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、前事業年度から繰り越された日本万国博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合 その出展をしないこととなつた日における日

二 当該法人の昭和四十六年三月十三日を含む事業年度終了の日が到来した場合、その終了の日における日本万国博覧会出展準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における日本万国博覧会出展準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く）

前項前三号及び次項の場合以外の場合に
おいて日本万国博覧会出展準備金の金額を取
りくずした場合は、その取りくずした日におけ
る日本万国博覧会出展準備金の金額のうちそ
の取りくずした金額に相当する金額

第一項の日本万国博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終結の日後である場合には、同日）における日本万国博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該日本万国博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

第一項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす。

第五十四条第八項及び第九項の規定は、第一
 次、日本万国博覧会開催準備金を積み立ててい
 る法人が合併した場合について準用する。この
 場合において、同条第九項中「者でないとき」と
 あるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに

日本万国博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

第五十六条の六 青色申告書を提出する法人で森

林法第二条第二項に規定する森林所有者であるものが、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む)事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、拡大造林(天然林を人工林(植栽又は播種)によつて育成する森林をいう。)に転換するため造林又は原野に行なり造林をいう。以下この条において同じ。)に要する費用の支出に充てるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低

い金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により計画造林準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その有する山林の全部につき森林法第五條

第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画（以下この条において「施業計画」という。）に基づき、当該事業年度において、その山林の全部又は一部の伐採（間伐のための伐採を除く。）をし、又は譲渡（贈与、交換及び出資による譲渡を

の他政令で定める譲渡を除く。）をした面積に相当する面積に当該施設計画に基づいて拡大造林をするものとした場合のその拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額

法人の行なう拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「累積限度額」という。）から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された計画造林準備金の金額（その

日までに第三項から第五項までの規定により
 益金の額に算入された、若しくは算入される
 べきこととなつた金額又は前事業年度終了の
 日までに次項の規定により益金の額に算入さ
 れた金額がある場合には、これらの金額を控
 除した金額。以下この条において同じ。を控
 除した金額

前項の計画造林準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における計画造林準備金の金額が累積限度額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該計画造林準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が拡大造林を行なつた場合には、当該拡大造林を行なつた事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された計画造林準備金の金額のうち、当該拡大造林に要した費用の額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第一項の計画造林準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された計画造林準備金の金額のうちに、同日以前五年以前に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日以前五年以前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む）がある場合には、当該積み立てた金額（同日において前項の規定により益金の額に

第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する鼻入される金額を除く。は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

る金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 当該法人の施業計画について政令で定める事情が生じた場合 その事情が生じた日における計画造林準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における計画
造形準備金の金額（合併により解散した場合
において合併法人に引き継がれたものを除
く）。

三 前三項、前二号及び次項の場合以外の場合において計画造林準備金の金額を取りくずした場合、その取りくずした日における計画造林準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書との提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出

をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における計画造林準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に

算入する。この場合においては、当該計画造林準備金の金額については、第二項から前項まで及び第八項の規定は、適用しない。

第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に計画造林準備金として積み立てた金額の損金算入に関する

第五十四条第八項及び第九項の規定は、第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が合算の積立金にあり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限る、適用する。

である法人以外の法人については、当該直前の事業年度の直前の事業年度、以下この条において「基準年度」という。）において支出した交際費等の額を当該基準年度の月数で除してこれに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額を加える。

3 前二項の場合において、第四十六条の二第一項に規定する海外取引等に関して支出する交際費等の額で政令で定めるものは、前二項に規定する交際費等の額に算入しない。

6 第一項に規定する事業年度に係る基準年度がない法人又は同項に規定する法人が合併法人である場合における当該法人の同項の基準交際費額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十二条を削り、第六十二条を第六十三条とし、第三章第四節第六十一条の次の一条を加える。

(事業協同組合等から組織変更した協業組合の課税の特例)

第六十二条 昭和四十二年六月一日に現に存する事業協同組合又は事業協同小組合が、同日から昭和四十五年三月三十一日までの間に、中小企業団体の組織に關する法律第九十五条第一項の規定によりその組織を変更して協業組合となつた場合には、当該協業組合は、その組織を変更した日を含む事業年度開始の日以後三年以内に開始する各事業年度の所得の金額及びその法人税の額の計算に關し、第四十六条第一項第一号の規定の適用については、同号に規定する中小企業者に該当しないものとし、第四十二条、第四十三条及び前二条並びに法人税法第六十六条の規定の適用については、事業協同組合又は事業協同小組合とみなす。

第六十四条第一項中「消滅（以下第六十五条の二）を消滅（以下第六十五条の三）に、権利（以下第六十五条の三）を権利（以下第六十五条）に改め、同条第五項中「第五十一条まで」の下に「並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項」

を加える。

第六十四条の二第一項中「二年」を「二年」に改め、同条第四項中「この場合において、第二号から第四号までに該当するときは、当該各号に掲げる金額」を「この場合には、当該各号に掲げる金額（第六十五条の三第五項の規定の適用を受ける金額を除く。）」に改める。

第六十五条第一項第三号中「以下この条」の下に「及び第六十五条の三」を加える。

第六十五条の二第二項中「以下次項及び次条第一項」を「次項」に、「又は第六十四条の二」を「若しくは第六十四条の二」に改め、「準用する場合を含む。」の下に「又は次条」を加える。

第六十五条の三を次のように改める。

(取用換地等の場合の所得の特別控除)

第六十五条の三 法人の有する資産で第六十四条第一項各号又は第六十五条第一項各号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合（第六十四条第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合及び市街地改造法第三十六条第一項又は第四十一条第二項の規定に該当することとなつたことに伴い、第六十五条第五項の規定により同条第一項第三号に規定する土地等又は建築物につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む。）において、当該法人が取用換地等により取得したこれらの規定に規定する補償金、対価若しくは清算金（以下この条において「補償金等」という。）の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該取用換地等により取得した交換取得資産の価額が当該取用換地等により譲渡した資産の価額をこえる場合において、その差額に相当する金額を当該取用換地等の際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補償金等又は交換取得資産に係

るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をこえ、かつ、当該法人が当該事業年度のうちに同一の年に属する期間中にその譲渡することとなつた資産の全部につき第六十四条から第六十五条までの規定の適用を受けないときは、そのこえる部分の金額と千二百万円（当該譲渡の日の属する年における取用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において「特別控除額」という。）とのいずれか低い金額（そのこえる部分の金額が当該特別控除額をこえる場合には、その差額の二分の一に相当する金額を加算した金額）を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合においては、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

一 前項に規定する資産の取用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取りこわし、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出をする者（以下この条において「公共事業施行者」という。）から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日（当該資産の当該譲渡につき土地取用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合には、同日から政令で定める期間を経過した日）までにされなかつた場合、当該資産

二 一の買取り等の申出に係る前項に規定する資産の取用換地等による譲渡が二以上あつた場合において、これらの譲渡が当該資産につき最初に申出のあつた日の属する年以後の二以上の年にわたつてされたとき、当該資産のうち、最初に当該譲渡があつた年において

譲渡された資産以外の資産

三 前項に規定する資産の取用換地等による譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人からされた場合（当該申出を受けた者が法人である場合には、当該法人の合併により当該資産を取得したその合併法人が当該譲渡をした場合を除く。）当該資産

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に關する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等による損金の額に算入される金額の計算に關する明細書及び同項の規定の適用を受けようとする資産につき公共事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 公共事業施行者は、大蔵省令で定めるところにより、前項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買取り等に係る支払に關する調書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 法人が、第六十四条の二第四項前段（第六十五条第三項において準用する場合を含む。）以下の項において同じ。）の規定に該当することとなつた場合において、第六十四条の二第四項各号に掲げる金額に係る取用換地等のあつた日を含む事業年度のうちに同一の年に属する期間中に、当該法人の第六十四条第一項各号又は第六十五条第一項各号に規定する資産でこれらの規定に該当することとなつたものの全部に係る第六十四条の二第四項第一号に規定する特別勘定残額がないこととなり、かつ、当該資産の全部につき第六十四条第一項（第六十四条の二第二項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第一項の規定の適用を受けていないときは、第六十四条の二第四項前段の規定に該当することとなつた当該特別勘定残額と千二百万円（その年において他の資産の

収用換地等により取得した補償金等に係る特別勘定残額につき、この項の規定により損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において「特別控除額」という。)とのうちいずれか低い金額(当該勘定することとなつた特別勘定残額が当該特別控除額をこえる場合には、その差額の二分之一に相当する金額を加算した金額)を当該勘定することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により損金の額に算入する場合について準用する。

7 第六十四条の二第七項の規定は、第一項又は第五項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。

8 第二項から第四項まで及び第六項に定めるもののほか、第一項又は第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の四第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第五十一条まで」の下に「並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項」を加える。

第六十五条の五第一項及び第六十五条の六第一項中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第六十六条第三項中「第五十一条まで」の下に「並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項」を加える。

第六十六条の二の見出しを「(清算所得に係る課税の特例)」に改め、同条第一項中「第六十六条の六」を「第六十六条の四」に、「当該合併に係る被合併法人の法人税法第百二十二条第一項に規定する控除した金額のうち当該被合併法人の同法第百十五条第三項に規定する利益積立金額から成る金額以外の金額(以下この条において「評価益から成る金額」という。)」を「当該合併による清算所得の金額」に、「当該合併法人が」を「その合併法人が」に、「当該被合併法人から」を「その被合併法人から」

に、「当該評価益から成る金額」を「当該清算所得の金額」に、「当該被合併法人の」を「当該合併による」に、「同法第百二十二条」を「法人税法第百二十二条」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 漁業協同組合で漁業協同組合併助成法第四十二条第二項の認定を受けたもの

第六十六条の二第一項第五号中「昭和三十五年法律第六十一号」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号中「昭和三十八年法律第五十六号」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「昭和三十六年法律第四十八号」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第三条第一項に規定する振興計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第三条第一項に規定する中小漁業者に該当するもので当該振興計画が定められた日から五年以内に同項の規定による認定を受けたもの

第六十六条の三及び第六十六条の四を削り、第六十六条の五中「第三号から第五号まで」を「第四号から第七号まで」に改め、同条を第六十六条の三とする。

第六十六条の六第一項に次の二号を加える。

三 中小企業団体の組織に関する法律第五条に規定する中小企業者に該当する法人で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第五条の二十一第一項の規定による承認を受けたもの 同項の規定による承認に係る固定資産

四 中小漁業振興特別措置法第二条第二項に規定する指定業種で昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同法第三条第一項に規定する振興計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第三条第一項に規定する中小漁業者に該当するもので当該振興計画が定められた日から五年以内に同項の規定による認定を受けたもの 同項の規定による認定に係る固定資産

もので当該振興計画が定められた日から五年以内に同項及び同条第二項の規定による認定を受けたもの 同項の規定による認定に係る固定資産

第六十六条の六第二項中「若しくは中小企業近代化促進法第八条第二項」を、「中小企業近代化促進法第八条第二項、中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十一第一項若しくは中小漁業振興特別措置法第六条第二項」に、「承認」を「承認若しくは認定」に、「若しくは土地の上に存する権利」を「土地の上に存する権利若しくは漁業権(許可漁業その他漁業に係る特別の地位又は利益で漁業権に類するものを含む。)」に改め、同条を第六十六条の四とする。

第三章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 景気調整のための課税の特例

(延納に係る利子税の特例)

第六十六条の五 日本銀行の基準割引歩合が引き上げられた場合において、法人税の延納について景気調整対策上の措置を講ずることが必要であると認められる期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、法人税法第七十八条第三項(同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)に規定する利子税の一日二銭の割合は、これらの規定にかかわらず、当該基準割引歩合の引上げに應じ、当該利子税に係る法人税額百円につき一日三銭五厘の割合の範囲内で定める割合とする。

(重要産業用合理化機械等の特別償却の停止)

第六十六条の六 前条に規定する期間内企業設備投資を抑制することが必要であると認められる期間として政令で定める期間内に終了する法人の各事業年度においては、政令で定めるところにより、当該法人の有する機械その他の設備で第四十三条第一項の表の第一号に掲げる設備に該当し、又は該当したもの償却については、同項、第五十二条の三又は第五十二条の四の規定は、適用しない。

2 前項に規定する設備で同項の規定により第四十三条第一項、第五十二条の三又は第五十二条の四の規定を適用しないこととされたものを有する法人は、前項に規定する政令で定める期間を超過した日を含む事業年度以後の各事業年度において、政令で定めるところにより、当該設備につきこれらの条の規定に準じ償却をすることができ。

第六十六条の十の次に次の一条を加える。

(石炭鉱業会社の所得計算の特例)

第六十六条の十一 石炭鉱業を営む法人が各事業年度において石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)第六条第一項に規定する元利補給金の交付を受ける場合には、その交付を受ける日を含む事業年度終了の時ににおける前事業年度以前の事業年度から繰り越された法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額(同法第五十七条から第五十九条までの規定の適用を受けるものを除く。)のうち、その交付を受ける元利補給金の額(その額がこの項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該交付を受ける日を含む事業年度の所得の金額をこえる場合には、そのこえる部分の金額を控除した金額)に達するまでの金額は、その交付を受ける日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に関する明細の記載がある場合限り、適用する。

3 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第六十七条の二第四項中「第七十条」を「第六十九条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課

税の特例

第六十七條の三 農地法第二條第七項に規定する農業生産法人が、昭和四十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に、その飼育した肉用牛（農業災害補償法第百十一條第一項に規定する肉用牛をいう。以下この条において同じ。）を家畜取引法第二條第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において売却した場合には、政令で定めるところにより、当該農業生産法人の当該売却による利益の額に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入する金額の計算に関する明細書並びに肉用牛の売却が同項の市場において行なわれたこと及びその売却価額を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

3 第一項の規定の適用を受けた同項の農業生産法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二條第十八號の規定の適用については同號イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七條第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

第六十八條の二の見出し中「償還差金」を「発行差金」に改め、同条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に、「償還差金」を「発行差金」に改める。

第六十九條第一項中「第七十條の五」を「第七十條の六」に改める。

第一類第五号 大蔵委員會議録第十二号(その二)

(計画伐採に係る相続税の特例)

第七十條の六 税務署長は、相続税法第三十八條第一項の規定により相続税額について延納の許可をする場合において、相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の基礎となつたものの価額の合計額のうちに第三十條の三第一項に規定する森林の施業に関する計画が定められている区域内に存する立木の価額の占める割合が十分の五以上であるときは、当該延納の許可をする相続税額のうち当該立木の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額については、納税義務者の申請により、同法第三十八條第二項の規定にかかわらず、当該立木の当該計画に基づく伐採の時期及び材積を基礎として納付すべき分納税額を定めることができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第三十九條第一項に規定する申請書に、前項の規定による分納税額の計算の明細その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を添附して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第七十二條第一項及び第三項並びに第七十三條から第七十五條までの規定中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第七十七條の見出し中「農地」を「農地等」に改め、同条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に、「第七十七條の四第二項」を「次項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 昭和四十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に林業基本法（昭和三十九年法律第六十一号）第三條第一項第二号に規定する林業構造の改善のため国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて市町村が行なうあつせんにより林地の交換が行なわれた場合には、その交換により取得した土地の所有権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該交換後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二條第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

第七十七條の二中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

第七十七條の四を次のように改める。

(時効により取得した土地の保存登記の税率の軽減)

第七十七條の四 個人が民法第六十二條の規定により取得した国有地たる土地（当該個人の所有する耕作又は養畜の用に供する土地に隣接するもので、当該土地と一体として使用されてきたものに限る。）の所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより昭和四十二年六月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第二條第一項第四号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の三に相当する金額とする。

第七十七條の四の次に次の一項を加える。

第七十七條の五 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は塩業組合が農林漁業金融公庫から農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三十五号）第十八條第一項各号に掲げる資金の貸付けを受け、当該資金をその貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で同項に規定する農林漁業者に対し貸し付けた場合には、当該貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該貸付けの日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税を課さない。

第七十九條の見出し中「取得の」を「設定」に改め、同条第一項中「昭和三十八年四月一日から、昭和四十二年五月三十一日までの間」を「昭和四十二年四月一日において現に海上運送業を営む者で

政令で定めるものが同日から昭和四十四年三月三十一日までの期間内に、及び」を「事業の用に供されたことのないものに限る。以下この項において同じ。）で政令で定めるもの又は昭和四十二年四月一日において現に漁業を営む者が当該期間内に新造した」に改め、「事業の用に供されたことのないものに限る。」を削り、同条第二項中「新造する外国航路に就航することを目的とする船舶及び主として遠洋区域で漁業に従事することを目的とする船舶で政令で定めるもの」を「同項に規定する者が新造する同項の船舶に、」の担保として当該船舶の上に設定される」を「担保するため受ける当該船舶を目的とする」に、「取得」を「設定」に改める。

第八十條第二項及び第八十條の二中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

第八十一條中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改め、「に」を「に」に改める。

第八十一條の二中「規定による勧告」の下に「若しくは漁業協同組合併助成法第四條第二項の規定」を加える。

第八十三條第二号中「（設立の日から昭和四十二年五月三十一日までの間に行われ、場合に限り、）を削る。

第八十三條の二を削る。

第八十四條中「日本航空株式会社」の下に、「日本航空機製造株式会社」を加える。

第六章第二節中第八十八條の二の次に次の一條を加える。

(日本万国博覧会の用に供する物品の免税)

第八十八条の三 第一種の物品の小売業者又は第二種の物品の製造者が、日本万国博覧会(第五十六条の五第一項に規定する日本万国博覧会をいう。以下この条において同じ。)の参加国(国際機関を含む、本邦を除く。)又は出品者(本邦の出品者を除く。)に対し、それぞれ、政令で定める第一種の課税物品で当該参加国若しくは出品者(以下この条において「出品者等」という。)が日本万国博覧会の用に供した後輸出する目的で政令で定める方法により購入するもの小売を、又は政令で定める第二種の課税物品で出品者等が当該目的で当該方法により購入するものを販売するためその製造に係る製造場から移出する場合、は、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の小売又は移出をした第一種の物品の小売業者又は第二種の物品の製造者が当該小売又は移出をした日の属する月分の物品税法第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該物品の小売又は移出に関する明細書及び当該物品が前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した出品者等は、その購入した日から十日以内に、当該物品の用途、品名及び品名ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した書類を日本万国博覧会の開催地の所轄税関長に提出しなければならない。

5 前項の出品者等が、同項の物品を日本万国博覧会の用以外の用に供し、若しくは譲渡したとき又は日本万国博覧会の終了の日から六月以内に輸出しないときは、同項の税関長は、当該

出品者等から当該物品に係る物品税を直ちに徴収する。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りでない。

一 当該出品者等が、政令で定める手続により当該税関長に届け出て、当該物品を廃棄し、又は日本万国博覧会の用に供した後国若しくは地方公共団体に対しその用に供されるものとして寄贈した場合

二 既に第二項本文の規定の適用があつた場合(第三項において準用する前条第三項の規定の適用を受けた場合で、同項の規定による書類の提出がされなかつた場合を含む。)

第六章第四節第九十一条の前に次の二条を加える。

(第一種甲類の砂糖の非課税)

第九十条の三 砂糖消費税法第二条第一項に規定する第一種甲類の砂糖(同法附則第十二項の規定により第一種甲類の砂糖とみなされる砂糖を含むものとし、次条第三項において「第一種甲類の砂糖」という。)で昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、同法第三条、第十条から第十三条まで及び第二十条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた砂糖については、砂糖消費税法(第二十二条を除く。)の規定の適用上、課税済みの砂糖類とみなす。

3 前項の規定により課税済みの砂糖類とみなされた砂糖を主たる原料として製造した砂糖類で砂糖消費税法第八条又は第二十条の規定の適用を受けたものについては、同法第二十二条の規定は、適用しない。

(転化糖水の税額計算の特例)

第九十条の四 砂糖消費税法第二条第一項に規定する第一種の糖水のうち、その含有する固形分の重量が全重量の百分の二十五をこえるもの(以下この条において「転化糖水」という。)で、昭和四十二年六月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに係る砂糖消費税の税額は、同法第九条の三の規定にかかわらず、一キログラムにつき十二円の割合で計算した金額とする。

2 前項の期間内に転化糖水を砂糖類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る者は、砂糖消費税法第十条第一項又は第十一項の規定による申告書に、その旨及び当該転化糖水の重量を記載しなければならない。

3 転化糖水を原料の一部として製造した砂糖で、第一項の期間内に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものは、砂糖消費税法第二条第一項第一号及び附則第十二項の規定の適用については、第一種甲類の砂糖に含まれないものとする。

第九十二条中「前条第一項」を「第九十条の四第一項又は前条第一項」に、「同項中」を「当該原料とした砂糖類が第九十条の四第一項の規定の適用を受けたものであるときは、同法第二十二條第一項中「第九十条の三に規定する税率により算出した」とあるのは、「一キログラムにつき十二円の割合で計算した」と、当該原料とした砂糖類が前条第一項の規定の適用を受けたものであるときは、同法第二十二條第一項中「に、「読み替え」を「それぞれ読み替え」に改める。

第九十五条中「昭和四十二年五月三十一日」を「昭和四十二年六月三十日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、租税特別措置法第三十一条、第三十二条、第三十三条(第四項を除く。)、第三十三条の二、第三十四条、第三十八条の二、第三十八条の十二及び第六十四条から第六十五条の三までの改正規定は、土地収用法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第号)の施行の日から施行する。

(所得税の特例に関する経過規定の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十二年分以後の所得税について適用し、昭和四十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過規定)

第三条 昭和四十二年六月一日(以下「施行日」という。)前に支払を受けるべきであつた利子所得については、なお従前の例による。

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき利子所得(改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。))第三条第一項に規定する公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公社債投資信託の収益の計算期間が一年以上であるものに係る利子所得で昭和四十二年六月三十日後に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額を含む。)については、同条第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得(当該収益の計算期間が一年以上であるものに係る配当所得(証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約により支払を受けるものを除く。))で昭和四十二年六月三十日後に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額として、旧法第八條の二第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

3 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき配当所得(証券投資信託

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得(当該収益の計算期間が一年以上であるものに係る配当所得(証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約により支払を受けるものを除く。))で昭和四十二年六月三十日後に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額として、旧法第八條の二第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

3 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき配当所得(証券投資信託

2 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得(当該収益の計算期間が一年以上であるものに係る配当所得(証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約により支払を受けるものを除く。))で昭和四十二年六月三十日後に支払期が到来するものの金額のうち同日までの期間に対応する部分の金額として、旧法第八條の二第一項から第四項までの規定中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

3 昭和四十二年六月一日から同月三十日までの間に支払を受けるべき配当所得(証券投資信託

の収益の分配に係るものを除く。については、旧法第八条の三第一項及び第二項、第八条の四第一項並びに第九条第一項中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年六月三十日」として、これらの条の規定の例によるものとする。

4 新法第九条の二の規定は、施行日以後に合併した同条各号に掲げる法人から交付を受ける金銭その他の資産について適用し、同日前に合併した当該法人から交付を受ける金銭その他の資産については、なお従前の例による。

(個人の税額控除に関する経過規定)
第五条 新法第十条第一項の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する特定設備の廃棄をした場合について適用し、個人が同日前に旧法第十条第一項に規定する特定設備の廃棄をした場合については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過規定)

第六条 新法第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十一条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合における当該合理化機械等の償却費の額の計算については、なお従前の例による。

2 個人が、昭和四十二年十二月三十一日まで、旧法第十二条第一項に規定する開発研究機械等その製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製作してこれを同項に規定する開発研究の用に供した場合における当該開発研究機械等の償却費の額の計算については、同項中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年十二月三十一日」として、同条の規定の例によるものとする。

3 新法第十三条の三(第八項を除く。)の規定は、個人の施行日以後の同条第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、同日前の旧法第十三条の三

第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

4 昭和四十二年分の所得税についての新法第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項、第三十四条第四項、第三十八条の五第二項(新法第三十八条の八第二項において準用する場合を含む。)、及び第三十九条第三項の規定の適用については、新法第十三条第一項中「前二条」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第六条第二項又は前二条」と、新法第十三条の二第一項中「前三条」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律附則第六条第二項、前三条」と、新法第十三条の三第一項、第三十四条第四項、第三十八条の五第二項及び第三十九条第三項中「から第十三条まで」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律附則第六条第二項、第十二条、第十三条」とする。

(個人の準備金等に関する経過規定)
第七条 個人が昭和四十二年一月一日において有する旧法第二章第二節第二款の規定による各準備金勘定の金額(既に旧法の規定により取りくずすべきこととなつたものを除く。)は、それぞれ新法第二章第二節第二款の規定により準備金として積み立てた金額とみなす。

2 新法第二十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する特定繊維産業商工組合がした賦課に基づいて納付された金額について適用する。(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定)

第八条 新法第二十一条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

(外国技術使用料課税に関する経過規定)
第九条 旧法第二十八条第一項に規定する者が施

行日前に締結された契約に基づき同条第三項に規定する重要外国技術を提供することにより受ける使用料で同条第一項に規定する契約期間内に支払を受けるべきものに係る所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(譲渡所得に関する経過規定)
第十条 新法(附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行後のものをいう。以下次項まで及び第十七条において同じ。第三十一条、第三十二条、第三十三条(第四項を除く。)、第三十三条の二、第三十八条の二及び第三十八条の十二の規定は、土地収用法の一部を改正する法律の施行の日(以下「収用法施行日」という。))以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第三十一条第三項の規定により収用等による譲渡があつたものとされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。以下次項までにおいて同じ。)に係る所得税について適用し、同日前行なわれた当該資産の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条の規定は、収用法施行日以後に譲渡した資産で新法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る新法第三十四条第一項に規定する代替資産等について適用し、同日前に譲渡した資産で旧法第三十一条又は第三十二条の規定の適用を受けたものに係る当該代替資産等については、なお従前の例による。

3 新法第三十三条第四項の規定は、施行日以後に納付すべき同項に規定する利子税について適用し、同日前に納付すべき当該利子税については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過規定の原則)
第十二条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十四年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用

し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の受けた配当等の益金不算入の特例等に関する経過規定)
第十二条 新法第四十二条の二第四項の規定は、施行日以後に解散した同項に規定する内国法人が同項に規定する配当等の金額を受けた場合について適用し、同日前に解散した当該内国法人が当該配当等の金額を受けた場合については、なお従前の例による。

(法人の税額控除に関する経過規定)
第十三条 新法第四十二条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する特定設備の廃棄をした場合について適用し、法人が同日前に旧法第四十二条の四第一項に規定する特定設備の廃棄をした場合については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)
第十四条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日から当該法人の同日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までの間に取得し、又は製作して事業の用に供した新法第四十三条第一項に規定する合理化機械等の償却額の計算方法については、旧法第四十三条の規定の例によるものとする。

2 新法第四十六条第一項第二号の規定は、施行日以後に同号に掲げる場合に該当することとなる法人について適用する。この場合において、当該法人の施行日前に開始した事業年度の同号に掲げる船舶の償却額の計算方法については、旧法第四十六条の規定の例によるものとする。

3 新法第四十六条の二(第七項を除く。)の規定

は、法人の施行日以後の同条第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、法人の同日前の旧法第四十六條の二第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

4 法人が、当該法人の施行日以後最初に開始する事業年度開始の日以前までに、旧法第四十四條第一項に規定する開発研究機械等その製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製作して、これを同項に規定する開発研究の用に供した場合におけるその用に供した事業年度の当該開発研究機械等に係る同項に規定する償却範囲額の計算については、同項中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年六月一日以後最初に開始する事業年度開始の日以前日」として、同条の規定の例によるものとする。

（法人の準備金に関する経過規定）

第十五条 法人が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日において有する旧法第三章第二節の規定による各準備金勘定の金額は、それぞれ新法第三章第二節の規定により損金経理の方法により準備金として積み立てた金額とみなす。

2 新法第五十六條の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定繊維産業商工組合がした賦課に基づいて納付された金額について適用する。

3 新法第五十六條の四の規定は、同条第一項に規定する法人が施行日以後に同項に規定する設備の取得のために支出する金額について適用する。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）

第十六条 新法第五十八條の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八條第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡に関する経過規定）

第十七条 新法第六十四條から第六十五條の三までの規定は、収用法施行日以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第六十四條第二項の規定により収用法による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る法人税について適用し、同日前行なわれた当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過規定）

第十八条 新法第六十六條の二及び第六十六條の四の規定は、法人が施行日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合について適用する。

2 新法第六十六條の二第一項に規定する法人が施行日前に合併をした場合における清算所得に対する法人税の課税については、旧法第六十六條の三及び第六十六條の四の規定は、なおその効力を有する。

（石炭鉱業会社の所得計算の特例に関する経過規定）

第十九条 新法第六十六條の十一の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する元利補給金の交付を受ける場合について適用する。

（砂糖消費税の特例に関する経過規定）

第二十条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

（通関税に関する特例の改正に伴う経過規定）

第二十一条 昭和四十二年六月三十日以前に領収した航空機の旅客運賃に係る通関税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過規定）

第二十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる国税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「施行日以後に開始する事業年度に係る」を「施行日以後の」に改める。

理由

今次の税制改正の一環として、企業の体質改善等に資するため、試験研究費に係る税額控除制度及び特定繊維産業構造改善準備金制度を創設し、協同組合等から組織変更をした協業組合の課税並びに中小漁業者の合併、現物出資及び減価償却についての特例措置を設けるほか、輸出の振興に資するため、輸出割増償却制度及び技術等海外取引の特例控除制度の拡充合理化を行なうとともに、社会開発の促進等を図るため、公害防止施設の特別償却制度、特定鉄道工事に係る準備金制度及び特別償却制度の創設、収用等の場合の譲渡所得の軽減合理化、特定住宅地造成事業に係る譲渡所得の特例控除制度の創設、住宅貯蓄控除制度の創設並びに山林所得に係る森林計画特別控除制度の創設等を行ない、その他景観調整対策のための延納利子税率及び合理化機械等の特別償却の適用の特例制度の創設、利子所得及び配当所得の課税の特例並びに交際費課税の特例の適用期限の延長及び合理化、日本万国博覧会出展準備金制度の新設等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

印紙税法案

印紙税法

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 課税標準及び税率（第七条）
- 第三章 納付、申告及び還付等（第八条—第十四条）
- 第四章 雑則（第十五条—第二十一条）
- 第五章 罰則（第二十二条—第二十七条）
- 附則
- 第一章 総則
- （趣旨）
- 第一条 この法律は、印紙税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、納付及び申告の手續その他印紙税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。
- （課税物件）
- 第二条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書は、この法律により、印紙税を課する。
- （納税義務者）
- 第三条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第五条の規定により印紙税を課さないものとされる文書以外の文書（以下「課税文書」という。）の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。
- 2 一の課税文書を二以上の者が共同して作成した場合においては、当該二以上の者は、その作成した課税文書につき、連帯して印紙税を納める義務がある。
- （課税文書の作成とみなす場合等）
- 第四条 別表第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形で手形金額の記載のないものにつき手形金額の補充がされた場合には、当該補充をした者が、当該補充をした時に、同号に掲げる約束手形又は為替手形を作成したものとみなす。
- 2 別表第一第十七号に掲げる委任状のうち、株式会社その他の政令で定める法人（以下「会社等」という。）の株主総会その他これに準ずる機関（以下「総会等」という。）における議決権の行使を委任するために作成されるもので、当該会社等が、政令で定めるところにより、当該委

任状に係る印紙税を納付することにつき、その本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて大蔵省令で定める表示をしたものについては、当該承認を受けた者が、その委任をした者から当該委任状を受け取つた時に、これを作成したものとなす。

3 別表第一第二十三号から第二十五号までの課税文書を一年以上にわたり継続して使用する場合には、当該課税文書を作成した日から一年を経過した日以後最初の付込みをした時に、当該課税文書を新たに作成したものとなす。

4 一の文書（別表第一第三号から第七号まで、第十号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる文書を除く。）に、同表第一号から第二十二号までの課税文書（同表第三号から第七号まで及び第十号の課税文書を除く。）により証されるべき事項の追記をした場合又は同表第二十三号若しくは第二十四号の課税文書として使用するための付込みをした場合には、当該追記又は付込みをした者が、当該追記又は付込みをした時に、当該追記又は付込みに係る事項を記載した課税文書を新たに作成したものとなす。

5 別表第一第二十四号又は第二十五号の課税文書（以下この項において「通帳等」という。）に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合において、当該付込みがされた事項に係る記載金額（同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。）が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該通帳等への付込みがなく、当該各号に規定する課税文書の作成があつたものとなす。

一 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項 十万円をこえる金額
二 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項 百万円以上の金額
6 次条第二号に規定する者（以下この条において「国等」という。）と国等以外の者とが共同し

て作成した文書については、国等又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）に規定する公証人が保存するものは国等以外の者が作成したものとなし、国等以外の者（公証人を除く。）が保存するものは国等が作成したものとなす。

7 前項の規定は、次条第三号に規定する者その他の者（国等を除く。）とが共同して作成した文書が同号に規定するものについて準用する。

（非課税文書）

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書
二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書
三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの（納税地）

第六条 印紙税の納税地は、次の各号に掲げる課税文書の区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

一 第四条第二項、第十一条第一項又は第十二条第一項の承認に係る課税文書 これらの承認をした税務署長の所属する税務署の管轄区域内の場所
二 第九条第一項の請求に係る課税文書 当該請求を受けた税務署長の所属する税務署の管轄区域内の場所
三 第十条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙税納付計器の設置場所
四 前三号に掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされているもの 当該作成場所
五 第一号から第三号までに掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされていないもの 政令で定め

る場所

第二章 課税標準及び税率

（課税標準及び税率）

第七条 印紙税の課税標準及び税率は、別表第一の各号の課税文書の区分に応じ、同表の課税標準及び税率の欄に定めるところによる。

第三章 納付、申告及び還付等

（印紙による納付等）

第八条 課税文書の作成者は、次条から第十三条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙（以下「相当印紙」という。）を、当該課税文書の作成の時までに、当該課税文書に貼り付ける方法により、印紙税を納付しなければならない。

2 課税文書の作成者は、前項の規定により当該課税文書に印紙を貼り付ける場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書と印紙の色彩とにかけ、判明に印紙を消さなければならぬ。

（税印による納付の特例）

第九条 課税文書の作成者は、政令で定める手続により、大蔵省令で定める税務署の税務署長に対し、当該課税文書に相当印紙を貼り付けることに代えて、税印（大蔵省令で定める印影の形式を有する印をいう。次項において同じ。）を押すことを請求することができる。

2 前項の請求をした者は、次項の規定によりその請求が棄却された場合を除き、当該請求に係る課税文書に課されるべき印紙税額に相当する印紙税を、税印が押される時までに、国に納付しなければならない。

3 税務署長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る課税文書の記載金額が明らかでないことその他印紙税の保全上不適当であると認めるときは、当該請求を棄却することができる。

第十条 課税文書の作成者は、政令で定めるところ（印紙税納付計器の使用による納付の特例）

ろにより、印紙税納付計器（印紙税の保全上支障がないことにつき、政令で定めるところにより、国税庁長官の指定を受けた計器（第十六条及び第十八条第二項において「指定計器」という。）で、大蔵省令で定める形式の印影を生ずべき印（以下「納付印」という。）を付したものをいう。以下同じ。）を、その設置しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて設置した場合には、当該課税文書に相当印紙を貼り付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。

2 前項の承認を受けた者は、同項の規定により印紙税納付計器を使用する前に、政令で定めるところにより、同項の税務署長に対し、当該印紙税納付計器により表示することができる印紙税額に相当する金額の総額を限度として当該印紙税納付計器を使用するため必要な措置を講ずることを請求しなければならない。

3 前項の請求をした者は、同項の表示することができ金額の総額に相当する印紙税を、同項の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

4 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を取り消すことができる。

5 税務署長は、印紙税の保全上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、印紙税納付計器に封を施すことができる。

6 第一項の規定により印紙税に相当する金額を表示して納付印を押す方法について必要な事項は、大蔵省令で定める。

（書式表示による申告及び納付の特例）

第十一条 課税文書の作成者は、別表第一第四号に掲げる物品切手その他の課税文書で政令で定めるもののうち、その様式又は形式が同一であり、かつ、その作成の事実が後日においても明

- らかにされているもので次の各号の一に該当するものを作成しようとする場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙の貼付けに代えて、金銭をもつて当該課税文書に係る印紙税を納付することができる。
- 一 毎月継続して作成されることとされているもの
- 二 特定の日に多量に作成されることとされているもの
- 2 前項の承認の申請者が第十五条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙税の保全上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を与えないことができる。
- 3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る課税文書の作成の時までに、当該課税文書に大蔵省令で定める書式による表示をしなければならない。
- 4 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該課税文書が同項第一号に掲げる課税文書に該当する場合には毎月分(当該課税文書を作成しなかつた月分を除く)をその翌月末日までに、当該課税文書が同項第二号に掲げる課税文書に該当する場合には同号に規定する日の属する月の翌月末日までに、その承認をした税務署長に提出しなければならない。
- 一 その月中(第一項第二号に掲げる課税文書にあつては、同号に規定する日)に作成した当該課税文書の号別及び種類並びに当該種類ごとの数量及び当該数量を税率区分(政令で定める課税文書については、その一の課税文書ごとの税率区分)の異なるごとに合計した数量(次号において「課税標準数量」という。)
- 二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額(次項において「納付すべき税額」という。)
- 三 その他参考となるべき事項
- 5 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。
- 6 第一項第一号の課税文書につき同項の承認を受けている者は、当該承認に係る課税文書につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定める手続により、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。
- (預貯金通帳に係る申告及び納付の特例)
- 第十二条 別表第一第二十三号の課税文書のうち政令で定める預貯金通帳の作成者は、政令で定めるところにより、当該預貯金通帳を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙の貼付けに代えて、金銭をもつて、当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に作成する当該預貯金通帳に係る印紙税を納付することができる。
- 2 前項の承認の申請者が第十五条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙税の保全上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を与えないことができる。
- 3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る預貯金通帳に、同項の期間内において最初の付込みをする時までに、大蔵省令で定める書式による表示をしなければならない。
- 4 第一項の承認を受けた場合には、当該承認を受けた者が同項の期間内に作成する当該預貯金通帳は、当該期間の開始の時に作成するものとみなし、当該期間内に作成する当該預貯金通帳の数量は、当該期間の開始の時ににおける当該預貯金通帳に係る預貯金と同一の種類の預貯金の口座の数として政令で定めるところにより計算した数に相当する数量とみなす。
- 5 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、同項に規定する期間の開始の日から起算して一月以内に、その承認をした税務署長に提出しなければならない。
- 一 当該承認に係る預貯金通帳の種類ごとの前項に規定する預貯金の口座の数に相当する預貯金通帳の数量及び当該数量の合計数量(次号において「課税標準数量」という。)
- 二 課税標準数量に対する印紙税額(次項において「納付すべき税額」という。)
- 三 その他参考となるべき事項
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。
- 7 第一項の承認を受けた者が、当該承認を受けた日の属する年の前年においても同項の承認を受けており、かつ、当該承認に係る預貯金通帳に既に第三項の表示をしている場合には、当該預貯金通帳については、再び当該表示をすることを要しないものとする。
- (委任状に係る申告及び納付の特例)
- 第十三条 第四条第二項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、同項の会社等の総会等の開始の日の属する月の翌月末日までに、同項の税務署長に提出しなければならない。
- 一 当該承認を受けた者が受けた当該承認に係る委任状の数量(次号において「課税標準数量」という。)
- 二 課税標準数量に対する印紙税額(次項において「納付すべき税額」という。)
- 三 その他参考となるべき事項
- 2 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。
- (過誤納の確認等)
- 第十四条 印紙税に係る過誤納金(第十条第三項の規定により納付した印紙税で印紙税納付計器
- の設置の廃止その他の事由により納付の必要がなくなつたものを含む。以下この条において同じ。)の還付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その過誤納の事実につき納税地の所轄税務署長の確認を受けなければならない。ただし、前三条の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項若しくは第十九条第三項(期限後申告・修正申告)に規定する期限後申告書若しくは修正申告書又は同法第二十四条から第二十六条まで(更正・決定)の規定による更正若しくは決定を含む。)に係る印紙税として納付され、又は第二十条に規定する過誤税として徴収された過誤納金については、この限りでない。
- 2 第九条第二項又は第十条第三項の規定により印紙税を納付すべき者が、第九条第一項又は第十条第一項の税務署長に対し、政令で定めるところにより、印紙税に係る過誤納金(前項の確認を受けたもの及び同項ただし書に規定する過誤納金を除く)の過誤納の事実の確認とその納付すべき印紙税への充当とをあわせて請求したときは、当該税務署長は、その充当をすることができる。
- 3 第一項の確認又は前項の充当を受ける過誤納金については、当該確認又は充当の時に過誤納があつたものとみなして、国税通則法第五十六条から第五十八条まで(還付・充当・還付加算金)の規定を適用する。
- 第四章 雑則
- (保全担保)
- 第十五条 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、印紙税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四条第二項、第十一条第一項又は第十二条第一項の承認の申請者に対し、金額及び期間を指定して、印紙税につき担保の提供を命ずることができる。
- 2 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要

があるとき、前項の金額又は期間を変更することができる。

第十六条 何人も、印紙税納付計器、納付印（指定計器以外の計器その他の器具に取り付けられたものを含む。）以下同じ。又は納付印の印影に紛らわしい外観を有する印影を生ずべき印（以下「納付印等」と総称する。）を製造し、販売し、又は所持してはならない。ただし、納付印等の製造、販売又は所持をしようとする者が、政令で定めるところにより、当該製造、販売若しくは所持をしようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合又は第十条第一項の承認を受けて印紙税納付計器を所持する場合は、この限りでない。

（印紙税納付計器販売業者等の申告等）
第十七条 印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者をしようとする者は、その販売場又は製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該販売場（その者が販売場を設けない場合には、その住所とし、住所がない場合には、その居所とする。）又は製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者が当該販売場又は製造場の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

2 第十条第一項の承認を受けて同項の印紙税納付計器を設置した者が当該設置を廃止した場合に、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届出て同条第五項の封の解除その他必要な措置を受けなければならない。

（記載義務）
第十八条 第四条第二項、第十一条第一項又は第十二条第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該承認に係る課税文書の作成に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

2 印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造

業者若しくは販売業者は、政令で定めるところにより、指定計器又は納付印等の受入れ、貯蔵又は払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

（申告義務等の承認）

第十九条 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続（包括遺贈を含む。）があつた場合には、相続人（包括受遺者を含む。）は、被相続人（包括遺贈者を含む。）の次に掲げる義務をそれぞれ承継する。

一 第十一条第四項、第十二条第五項又は第十三条第一項の規定による申告の義務
二 前条の規定による記載の義務

（印紙納付に係る不納税額があつた場合の過怠税の徴収）
第二十条 第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同項の規定により納付すべき印紙税を当該課税文書の作成の時までに納付しなかつた場合には、当該印紙税の納税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者から、当該納付しなかつた印紙税の額とその二倍に相当する金額との合計額に相当する過怠税を徴収する。

2 第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同条第二項の規定により印紙を消さなかつた場合には、当該印紙税の納税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者から、当該消されてない印紙の額面金額に相当する金額の過怠税を徴収する。

3 前二項の場合において、過怠税の合計額が五百円に満たないときは、これを五百円とする。
4 税務署長は、国税通則法第三十二条第三項（賦課決定通知）の規定により第一項又は第二項の過怠税に係る賦課決定通知書を送達する場合には、当該賦課決定通知書に課税文書の種類その他の政令で定める事項を附記しなければならない。

5 第一項又は第二項の過怠税の税目は、印紙税とする。

（当該職員の権限）

第二十一条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員（以下「当該職員」という。）は、印紙税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 納税義務がある者若しくは納税義務がある者と認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又はこれらの者が任意に提出した物件を留め置くこと。
二 課税文書の交付を受けた者若しくは課税文書の交付を受けたと認める者に対して質問し、当該課税文書を検査し、又はこれらの者が任意に提出した課税文書若しくはその写しを留め置くこと。

三 印紙税納付計器の販売業者若しくは納付印の製造業者若しくは販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査すること。
2 当該職員は、前項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 罰則

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者
二 偽りその他不正の行為により第十四条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る課税文書に対する印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍

が二十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、二十万円をこえる当該印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十三条 第十六条の規定に違反した者は、十

第二十四条 第十一條第四項、第十二條第五項又は第十三條第一項の規定による申告書の提出を怠つた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。
一 第八条第一項の規定による相当印紙のはり付けをしなかつた者
二 第十七条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による届出をしなかつた者

三 第十八条第一項又は第二項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
四 第二十一条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。
一 第八条第二項の規定に違反した者
二 第十一条第三項又は第十二条第三項の規定による表示をしなかつた者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十二條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を課する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十二年七月一日(以下「適用日」という。)以後に作成される文書について適用し、同日前に作成される改正前の印紙税法(以下「旧法」という。)第一条に規定する証書又は帳簿に係る印紙税については、なお従前の例による。

(總會等の委任状に関する経過規定)

第三条 新法第四条第二項の規定は、同項の總會等が適用日以後に開始される場合について適用する。この場合において、同項の承認を受けた者が同日前に受け取つた当該承認に係る委任状については、同日に受け取つたものとみなす。

(納付方法の特例に関する一般的経過規定)

第四条 旧法第六条ただし書の規定により同条各号に掲げる方法が用いられている旧法第一条に規定する証書又は帳簿で適用日以後に作成されるものは、旧法第四条の規定により算定した印紙税額(次項において「旧法の税額」という。)に相当する金額の印紙がはり付けられているものとみなす。

2 前項の規定に該当する証書又は帳簿(新法の課税文書に該当するものに限り)で新法第七条の規定により算出した印紙税額(以下この項において「新法の税額」という。)が旧法の税額をこえるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

(印紙税納付計器等に関する経過規定)

第五条 旧法第六条第三号の規定により指定を受けた計器又は旧法第六条第四号第一項の承認を受けて設置した印紙税現金納付計器は、適用日から昭和四十二年八月三十一日までの間は、それぞれ新法第十条第一項の指定を受けた計器又は同項の承認を受けて設置した印紙税納付計器とみなす。

2 適用日において、旧法第六条第三号の印紙税現金納付計器につき同号の規定により納付した印紙税額に相当する金額と当該印紙税現金納付計器により表示した印紙税額に相当する金額との差額に相当する金額がある場合には、当該差額に相当する金額を限度として、新法第十条第二項の必要な措置を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際旧法第六条ノ五の承認を受けている者は、この法律の施行の日から昭和四十二年八月三十一日までの間は、当該承認に係る納付印その他の印の製造、販売又は所持について新法第十六条の承認を受けている者とみなす。

(預貯金通帳に関する経過規定)

第六条 新法第十二条の規定は、昭和四十三年四月一日以後に作成される預貯金通帳について適用し、同日前に作成される旧法第六条ノ二の承認を受けた預貯金通帳に係る印紙税については、なお従前の例による。

2 適用日において旧法第六条ノ二の承認を受けている者が、当該承認に係る預貯金通帳で同条の表示がされたものを昭和四十三年四月一日以後継続して使用する場合には、当該預貯金通帳につき新法第十二条第一項の承認を受けたときは、同条第七項の規定の適用上、当該預貯金通帳については、当該承認の日の属する年の前年においても同条第一項の承認を受け同条第三項の表示をしているものとみなす。

(経過期間に係る旧法の適用関係)

第七条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

(印紙税納付計器の販売業等の申告に関する経過規定)

第八条 旧法第九条ノ二前段の規定による申告をしてこの法律の施行の日前より引き続いて印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若

しくは販売業を行なっている者は、同日において新法第十七条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

(罰則に関する経過規定)

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第三号中「定めるものを除く。」の下に「及び印紙税法(昭和四十二年法律第 号)の規定による過怠税」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項第二号中「重加算税」の下に「並びに印紙税法(昭和四十二年法律第 号)の規定による過怠税」を加える。

(相続税法の一部改正)

第十二条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「及びトランプ類税」を「トランプ類税及び印紙税」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)」を「印紙税法(昭和四十二年法律第 号)」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第十四条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「附帯税」を「第一号から第十号までにおいて、附帯税」に改め、同項に次の三号を加える。

十 印紙税 課税文書の作成の時

十一 過少申告加算税、無申告加算税又は第六十八条第一項若しくは第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定による重加算税 法定申告期限の経過の時

十二 不納付加算税又は第六十八条第三項の規定による重加算税 法定納期限の経過の時第十五条第三項第三号を次のように改める。

三 有価証券取引税法第十二条第一項(印紙納付)の規定により納付すべき有価証券取引税

第十五条第三項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四 印紙税(印紙税法(昭和四十二年法律第 号)第一条から第十三条まで(申告納税方式による印紙税)の規定の適用を受ける印紙税及び過怠税を除く。)

五 登録税

第三十二条第一項第三号中「課税標準及び」を「課税標準(第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税及び過怠税については、その計算の基礎となる税額。以下この条において同じ。及び)」に改める。

第三十六条第一項第三号を次のように改める。

三 有価証券取引税法第十二条第一項(印紙納付)の規定により納付すべき有価証券取引税でその法定納期限までに納付されなかつたもの

第三十六条第一項中第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 登録税でその法定納期限までに納付されなかつたもの

第四十六条第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる国税の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日以前に納税義務の成立した国税(政令で定めるものを除く。)で、納期限

(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)がその損失を受けた日以後に到来するものうち、その申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

イ 源泉徴収等による国税並びに申告納税方式による消費税(保税地域からの引取りに係るものを除く)、有価証券取引税及び印紙税 その災害のやんだ日の属する月の末日
ロ イに掲げる国税以外の国税 その災害のやんだ日

第四十六条第三項第二号中「加算税を除く」を「加算税及び過怠税を除く」に改める。

第六十条第一項第三号中「及び第六号」を削り、「並びに不納付加算税及び重加算税を」、「不納付加算税、重加算税及び過怠税」に改め、同項第六号を削る。

第七十二条第一項中「行使することができ」の下に「とし、過怠税については、その納税義務の成立の日」を加える。

第七十三条第四項中「附帯税」の下に「過怠税」を加える。

(国税徴収法の一部改正)

第十五条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「確定した国税」の下に「(過怠税を含む)」を加え、同項第五号の二中「から第四号まで」を「第三号、第五号及び第六号」に、「及び第三号」を「第三号及び第五号」に改める。

第三十五条第一項中「決定があつた日」の下に「とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)」を「印紙税法(昭和四十二年法律第十四号)」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十七条 日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)」を「印紙税法(昭和四十二年法律第十四号)」に改める。

(印紙等模造取締法の一部改正)

第十八条 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六条但書の規定により印紙税額に相当する現金の納付があつたことを表わす」を「第九号第一項の」に改める。

(保管金規則の一部改正)

第十九条 保管金規則(明治二十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

(国税犯則取締法の一部改正)

第二十条 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七号第二項後段を削る。

第三号)の一部を次のように改正する。

第七号を次のように改める。

第七号 削除

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關する法律の一部改正)

第二十三条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第二十四条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

(関税法の一部改正)

第二十五条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三条第一項後段を削る。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二十六条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条 削除

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に關する法律の一部改正)

第二十七条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に關する法律(昭和三十三年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

別表第一 課税物件表

課税物件表の適用に關する通則

1 この表における文書の所屬の決定は、この表の各号の規定による。この場合において、当該各号の規定により所屬を決定することができないときは、2及び3に定めるところによる。

2 一の文書でこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項又はこの表の一若しくは二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項とその他の事項とが併記され、又は混合して記載されているものその他一の文書でこれに記載されている事項がこの表の二以上の号に掲げる文書により証されるべき事項に該當するものは、当該各号に掲げる文書に該當する文書とする。

3 一の文書が2の規定によりこの表の各号のうち二以上の号に掲げる文書に該當することとなる場合には、次に定めるところによりその所屬を決定する。

イ 第一号又は第二号に掲げる文書と第三号から第十二号までに掲げる文書とに該當する文書は、第一号又は第二号に掲げる文書とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる文書で契約金額の記載のないものと第八号に掲げる文書とに該當する文書は、同号に掲げる文書とする。

ロ 第一号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該當する文書は、第一号に掲げる文書とする。ただし、当該文書に契約金額の記載があり、かつ、当該契約金額を第一号及び第二号に掲げる文書のそれぞれにより証されるべき事項ごとに区分することができるときにおいて、第一号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額(当該金額が二以上ある場合には、その合計額。以下このロにおいて同じ)が第二号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額として記載されている契約金額に額らないときは、同号

に掲げる文書とする。

ハ 第三号から第二十二号までに掲げる文書のうち二以上の号に掲げる文書に該当する文書は、当該二以上の号のうち最も号数の少ない号に掲げる文書とする。

ニ ホに規定する場合を除くほか、第二十三号、第二十四号又は第二十五号に掲げる文書と第一号から第二十二号までに掲げる文書とに該当する文書は、第二十三号、第二十四号又は第二十五号に掲げる文書とする。

ホ 第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第一号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が十万円をこえるもの又は第二十四号若しくは第二十五号に掲げる文書と第二号に掲げる文書とに該当する文書で同号に掲げる文書に係る記載された契約金額が百

万円以上であるものは、それぞれ、第一号又は第二号に掲げる文書とする。

4 この表の課税標準及び税率の欄の税率又は非課税物件の欄の金額が契約金額、券面金額その他当該文書により証されるべき事項に係る金額として当該文書に記載された金額(以下「記載金額」という。)を基礎として定められている場合における当該金額の計算については、次に定めるところによる。

イ 当該文書に二以上の記載金額があり、かつ、これらの金額が同一の号に該当する文書により証されるべき事項に係るものである場合には、これらの金額の合計額を当該文書の記載金額とする。

ロ 当該文書が2の規定によりこの表の二以上の号に該当する文書である場合には、次に定めるところによる。

(一) 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができるときは、当該文書が3の規定によりこの表のいずれの号に掲げる文書に所属することとなるかに応じ、その所属する号に掲

げる文書により証されるべき事項に係る金額を当該文書の記載金額とする。

(二) 当該文書の記載金額を当該二以上の号のそれぞれに掲げる文書により証されるべき事項ごとに区分することができないときは、当該金額(当該金額のうち、当該文書が3の規定によりこの表のいずれかの号に所属することとなる場合における当該所属する号に掲げる文書により証されるべき事項に係る金額以外の金額として明らかにされている部分があるときは、当該明らかにされている部分の金額を除く。)を当該文書の記載金額とする。

ハ 当該文書に記載されている準備及び数量、記号その他によりその記載金額の計算をすることができるときは、その計算により算出した金額を当該文書の記載金額とする。

ニ 当該文書の記載金額が外国通貨により表示されている場合には、当該文書を作成した日における外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項又は第二項(外国為替相場)の規定により大蔵大臣が定めた基準外国為替相場又は裁定外国為替相場により当該記載金額を本邦通貨に換算した金額を当該文書についての記載金額とする。

5 この表の第一号、第二号、第八号及び第十三号から第二十号までにおいて「契約書」とは、契約証書、協定書、約定書その他名称のいかんを問わず、契約(その予約を含む。以下同じ。)の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実(以下「契約の成立等」という。)を証すべき文書をいい、念、書請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商慣習に基づき契約の成立等を証することとされているものを含むものとする。

6 1から5までに規定するもののほか、この表の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

課税物件	課税標準及び税率	非課税物件
物件名	定義	
1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶、若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書	1 不動産には、法律の規定により、不動産とみなされるもの、鉄道、船舶、航空機、自動車、交通事業、財団を含むものとする。	1 契約金額の記載のある契約書 次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。
2 地上権又は土地の賃借権の設定に関する契約書	2 無体財産権と新築権、商標権、意匠権、商号及び著作権をいう。	1 十万円以下のもので、五十円
3 消費貸借に関する契約書	3 運送に関する契約書には、乗車券、乗船券、航空券及び運送状を含むものとする。	2 十万円をこえ五十万円以下のもので、二百円
4 運送に関する契約書(用船契約書を含む。)	4 用船契約書に、航空機、船舶、船舶の運送を含むものとし、裸用船契約書を含むものとする。	3 五十万円をこえ一億円をこえるもの、一億円
二 請負に関する契約書	1 請負には、職業、野球の選手、映画の俳優その他これらに類する者で政令で定めるものの役務の提供を約することを含むものとする。	2 契約金額の記載のない契約書一通につき、五十円
1 契約金額の記載のある契約書	次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。	1 契約金額の記載のある契約書の記載する通則3イの規定が適用されるもの、当該契約金額のうち、当該契約金額が一万円未満のもの
2 十万円以下のもので、五十円		
3 五十万円をこえ五十万円以下のもので、二百円		
4 五十万円をこえ一億円をこえるもの、一億円		
5 一億円をこえ一億五千万円をこえるもの、一億五千万円		
6 一億五千万円をこえ二億五千万円をこえるもの、二億五千万円		
7 二億五千万円をこえ五億五千万円をこえるもの、五億五千万円		
8 五億五千万円をこえ一億五千万円をこえるもの、一億五千万円		
9 一億五千万円をこえ三億五千万円をこえるもの、三億五千万円		
10 三億五千万円をこえ五億五千万円をこえるもの、五億五千万円		
11 五億五千万円をこえ一億五千万円をこえるもの、一億五千万円		
12 一億五千万円をこえ三億五千万円をこえるもの、三億五千万円		
13 三億五千万円をこえ五億五千万円をこえるもの、五億五千万円		
14 五億五千万円をこえ一億五千万円をこえるもの、一億五千万円		
15 一億五千万円をこえ三億五千万円をこえるもの、三億五千万円		
16 三億五千万円をこえ五億五千万円をこえるもの、五億五千万円		
17 五億五千万円をこえ一億五千万円をこえるもの、一億五千万円		
18 一億五千万円をこえ三億五千万円をこえるもの、三億五千万円		
19 三億五千万円をこえ五億五千万円をこえるもの、五億五千万円		
20 五億五千万円をこえ一億五千万円をこえるもの、一億五千万円		

ハ 外国通貨により手形金額が表示される手形 ニ 外国為替及び外国貿易管理法第二十七条から第三十条まで（支払及び債権に関する制限及び禁止）の規定に基づく政令で定められた非居住者自由円勘定を通ずる方法により決済される手形で政令で定めるもの	四 物品切手	1 物品切手とは、商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいう。	1 物品切手切手とは、商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいう。	1 券面金額の記載のある物品切手 次に掲げる券面金額（一冊又は一通）にあっては、各通の券面金額の合計額。以下この号において同じ。）の区分に応じ、一通（つづり合せ物品切手）につき、一冊又は一通（つづり）につき、次に掲げる税率とする。 千円以下のもの 三十円 千円をこえるもの 千円又はその端数ごとに 三十円 2 券面金額の記載のない物品切手一通につき 二十円	1 券面金額の記載のある物品切手のうち、当該券面金額が六百元未満のもの	五 株券、出資証券若しくは社債券又は証券投資信託若しくは貸付信託の受益証券	1 出資証券とは、相互会社（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第三条（事業主体）の相互会社をいう。）の作成する基金証券及び出資者の社員又は出資者たる地位を証する文書をいう。 2 社債券には、特別の法律により法人の発行する債券を含むものとす	1 次に掲げる券面金額（券面金額の記載のない証券で株数又は口数の記載のあるものにあっては、一株又は一口につき政令で定める金額に当該株数又は口数乗じて計算した金額）の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とす 百万円未満のもの 二十円 百万円以上五百万円未満のもの 百円 五百万円以上のもの 五百円	1 日本銀行その他の特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの作成する出資証券
---	---------------	--	--	---	--	--	--	--	---

六合併契約書	1 合併契約書とは、合併の法律(明治三十八年法律第四十号)第八号(合併契約書の作成)第三号(合併契約書の効力)及び同法第八号(合併契約書の効力)の項に規定するものをいふ。	一通につき	千円	
七定款	1 定款は、会社(相互会社を含む)の設立のときに作成される定款の原本に限るものとする。	一通につき	千円	1 株式会社、有限会社又は相互会社(定款の第三号(定款の保存)の項に規定するもの以外)
八継続的取引の基本となる契約書(契約期間が三月以内であるものを除く)	1 継続的取引の基本となる契約書とは、代理店契約書、銀行取引約定書、その他の相手方との間に継続的に生ずる取引の基本となるもので、政令で定めるものをいう。	一通につき	二百円	
九預貯金証書		一通につき	二十円	1 信用金庫その他の機関で定める金融証券で、記載された預入額が一万円未満のもの
十貨物引換証、倉庫証書又は船荷証券	1 貨物引換証又は船荷証券には、商法第二百七十一條(貨物引換証)の記載事項又	一通につき	二十円	1 船荷証券の原本

十一保険証券		一通につき	二十円	
十二信用状		一通につき	二十円	
十三信託行為に関する契約書	1 信託行為に関する契約書とは、信託契約書を含むものとする。	一通につき	二十円	
十四	1 永小作権、地役権、質権、抵当権、租地権、採石権、漁業権又は人漁権の設定又は譲渡に関する契約書 2 無体財産権の実施権又は譲渡に関する契約書	一通につき	二十円	1 無体財産権とは、第一号に掲げる無体財産権を用権には、出版権を含むものとする
十五債務の保証に関する契約書(主たる債務の契約書に併記するものを除く)		一通につき	二十円	1 身元保証に関する法律(昭和八年法律第四十二号)に定める身元保証に関する契約書
十六貸借又は使用貸借に関する契約書		一通につき	二十円	

十七 委任状又は委任に関する契約書	一通につき	二十円	1 受領を委任する委任状で、營業に關しないもの
十八 金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	一通につき	二十円	
十九 物品又は有価証券の譲渡に関する契約書	一通につき	二十円	1 契約金額の記載のある契約書のうち、当該契約金額の一万円未満のもの
二十 債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	一通につき	二十円	1 契約金額の記載のある契約書のうち、当該契約金額の一万円未満のもの
二十一 配当金領収証又は配当金振込通知書	一通につき	二十円	1 記載された配当金額が三千円未満の証書又は文書
二十二 金銭又は有価証券の受取書	一通につき	二十円	1 記載された受取金額が一万円未満の受取書 2 營業(会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は受取書

三十 預貯金通帳、信託行為に関する通帳、相互銀行若しくは無尽の通帳又は生命保険料通帳	一冊につき	二十円	1 信用金庫その他法令で定める金融機関の作成する預貯金通帳
四十 第一号、第二号、第十六号、第十八号、第十九号又は第二十号に掲げる文書に、第二号に掲げる文書に添付するべき事項を証明する目的をもち、作成する通帳(前号に作成する通帳を除く)	一冊につき	四十円	2 所得税法第九條第一項第二号(非課税所得)に規定する預貯金に係る他の法令で定める普通預貯金通帳
五十 判取帳	一冊につき	四百円	1 判取帳とは、第一号、第二号、第十六号、第十八号、第十九号又は第二十号に掲げる文書により証されるべき事項につき二以上の相手方から付込証明を受ける目的をもち、作成する帳簿をいう。

別表第二 非課税法人の表

名 種	根 拠 法
愛知用水公団	愛知用水公団法(昭和三十年法律第四百十一号)
奄美群島振興信用基金	奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)
医療金融公庫	医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)
オリンピック記念青少年総合センター	オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第四十五号)
海外移住事業団	海外移住事業団法(昭和三十八年法律第二百二十四号)
海外技術協力事業団	海外技術協力事業団法(昭和三十七年法律第二十号)
海外経済協力基金	海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号)
開拓融資保証協会	開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)
漁業共済基金	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)
金属鉱物探鉱促進事業団	金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)
原子燃料公社	原子燃料公社法(昭和三十一年法律第九十四号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)
鉱害基金	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)
鉱害復旧事業団	臨時石炭鉱業復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)
港務局	港務法(昭和二十五年法律第二百十八号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)
国民金融公庫	国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国立教育会館	国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)
国立競技場	国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)
国立劇場	国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)
こどもの国協会	こどもの国協会法(昭和四十一年法律第三十一号)

雇用促進事業団	雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)
産炭地域振興事業団	産炭地域振興事業団法(昭和三十七年法律第九十五号)
社会福祉事業振興会	社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)
小規模企業共済事業団	小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)
私立学校振興会	私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)
新技術開発事業団	新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十五号)
信用保証協会	信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)
森林開発公団	森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)
石炭鉱業合理化事業団	石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)
船舶整備公団	船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)
帝都高速交通営団	帝都高速交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)
土地改良区	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)
土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律

南方同胞援護会	南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第六十号)
日本開発銀行	日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)
日本学校給食会	日本学校給食会法(昭和三十年法律第四十八号)
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三十三号)
日本国有鉄道	日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)
日本住宅公団	日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)
日本消防検定協会	消防法(昭和二十三年法律第八十六号)
日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)
日本専売公社	日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五十五号)
日本中小企業指導センター	中小企業指導法(昭和三十八年法律第四百七十七号)
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)
日本てん菜振興会	日本てん菜振興会法(昭和三十四年法律第八号)
日本電信電話公社	日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)
日本輸出入銀行	日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)
日本労働協会	日本労働協会法(昭和三十三年法律第三十二号)
農業共済基金	農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二二号)
農業協同組合中央会	農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)
農業信用基金協会	農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)
農業信用保険協会	
農地開発機械公団	農地開発機械公団法(昭和三十年法律第四百十二号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
八郎潟新農村建設事業団	八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第八十七号)

阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)
北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)
北方協会	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第六十二号)
水資源開発公団	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
木船相互保険組合	船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)
林業信用基金	林業信用基金法(昭和三十一年法律第五十五号)
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百六十六号)

別表第三 非課税文書の表

文	書	名	作	成	者
国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いに関する文書					日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いをする者
年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号) 第十七条 条第二号(業務の範囲)の業務に関する文書					年金福祉事業団
畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)第三十八条第一項第五号(業務の範囲)の業務に関する文書					畜産振興事業団
公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号) 第十八条 第一号から第三号まで及び第五号(業務の範囲)の業務に関する文書					公害防止事業団
日本育英会法(昭和十九年法律第三十号) 第十六条第一項 第一号(学資の貸与)の業務に関する文書					日本育英会、日本育英会の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者
社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号) 第二十一条 第二号(定義)に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書					社会福祉法人その他当該資金を融通する者又は当該資金の融通を受ける者
公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十三年法律第六十五号) に定める公衆衛生修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書					当該修学資金の貸与を受ける者
矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十三号) に定める矯正医官修学資金の貸与に係る消費貸借に関する契約書					当該修学資金の貸与を受ける者

母子福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)に定める資金の貸付けに関する文書	当該資金の貸付けを受ける者
私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十六号(福祉事業)の貸付け並びに同条第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	私立学校教職員共済組合又はその組合員
公共企業体職員共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)第六十三号(福祉事業)の貸付け並びに同項第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合又はこれらの組合の組合員
農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第五十三号(福祉事業)の貸付け及び同条第三号(福祉事業)の事業に関する文書	農林漁業団体職員共済組合又はその組合員
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第九十八号第一項第二号(福祉事業)の貸付け並びに同項第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会又は国家公務員共済組合の組合員
地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五百五十二号)第九十一号第一項第二号(福祉事業)の貸付け並びに同項第三号及び第四号(福祉事業)の事業に関する文書	地方公務員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員
社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書	社会保険診療報酬支払基金又は同法第一条(目的)に規定する保険者
厚生年金保険法(昭和三十一年法律第九十七号)に定める厚生年金基金、厚生年金基金連行、信託会社(信託業務を営む銀行を含む)又は生命保険会社	厚生年金基金、厚生年金基金連行、信託会社(信託業務を営む銀行を含む)又は生命保険会社
自動車損害賠償保障法(昭和三十一年法律第九十七号)に定める自動車損害賠償責任保険に関する文書	協同組合連合会、農業協同組合又は農業協同組合連合会
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険の業務運営に関する文書	国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
中小企業退職金共済法(昭和三十一年法律第六十号)第七号第三項(退職金共済手帳の交付)の退職金共済手帳又は同法第七十六号第一項第二号(業務の委託)の退職金共済証書の受払いに関する文書	同法第二条第六項(定義)に規定する共済契約者又は特定業種退職金共済組合から退職金共済証書の受払いに関する業務の委託を受けた金融機関
港湾労働者法(昭和四十年法律第二十号)に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書	同法第二条第三号(定義)に関する事業主

理由

今次の税制改正の一環として、最近における所得及び物価水準にかんがみ、印紙税の税率及び免税

点につき所要の調整を行なうとともに、あわせて課税範囲及び納付方法の合理化その他所要の規定の整備を図るため、印紙税法の全部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「前二」を「前三」に改め、同条第五号中「前三」を「前各」に改める。

第三十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第三号中「百分の二十」を「百分の三十五」に改める。

第三十七条中「七分」を「十分」に、「七夜分」を「十夜分」に改める。

別表第二の一の中表の部分を次のように改める。

区 分	日当(一日につき)				宿泊料(一夜につき)				食卓料(一夜につき)
	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	
内閣総理大臣等 最高裁判所長官 内閣総理大臣及び特 命全權大使	四、一〇〇円	三、一〇〇円	四、一〇〇円	三、一〇〇円	一三、一〇〇円	一〇、一〇〇円	四、一〇〇円	四、一〇〇円	四、一〇〇円
	三、一〇〇円	二、一〇〇円	三、一〇〇円	二、一〇〇円	九、一〇〇円	七、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円
指定職の職務又は一等級の職務にある者	二、一〇〇円	一、一〇〇円	二、一〇〇円	一、一〇〇円	八、一〇〇円	七、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円
	二、一〇〇円	一、一〇〇円	二、一〇〇円	一、一〇〇円	七、一〇〇円	六、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円
二等級の職務にある者	二、一〇〇円	一、一〇〇円	二、一〇〇円	一、一〇〇円	七、一〇〇円	六、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円
	二、一〇〇円	一、一〇〇円	二、一〇〇円	一、一〇〇円	六、一〇〇円	五、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	六、一〇〇円	五、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円
	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	五、一〇〇円	四、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円
六等級以下の職務にある者	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	五、一〇〇円	四、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円
	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	四、一〇〇円	三、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円

別表第二の一の備考中二を三とし、一を二とし、一として次のように加える。

一 この表及び三の表において国務大臣等とは、国務大臣及びその任免につき天皇の認証を要するその他の職員のうち国務大臣の受ける俸給月額に相当する俸給月額又は報酬月額を受ける者をいう。

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

別表第二の三中「國務大臣」を「國務大臣等」に改める。

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

理由

職員の旅行の実情等にかんがみ、外国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年五月二十三日印刷

昭和四十二年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局